

第8期 定時株主総会招集ご通知

■開催日時

2024年3月26日（火曜日）午前10時
（受付開始は午前9時30分）

■開催場所

東京都港区六本木3丁目2番1号
住友不動産六本木グランドタワー9階
ベルサール六本木グランドコンファレンス
センターRoom C・D

■目次

第8期定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	3
第1号議案 資本金の額の減少の件	3
第2号議案 定款一部変更の件	3
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件	8
第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件	11
第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額改定の件	15
第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件	15
第7号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬制度導入の件	16
事業報告	22
連結計算書類	43
計算書類	66
監査報告書	78
株主総会会場ご案内図	裏表紙



証券コード9246
2024年3月11日
(電子提供措置の開始日2024年3月4日)

株 主 各 位

東京都港区麻布台1丁目3番1号
株式会社プロジェクトホールディングス
代表取締役社長 土井 悠之介

第8期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第8期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト
に電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://phd.co.jp/ir/>

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト

(<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>)

上記のウェブサイトにアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦
覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、当日ご出席されない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手
数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙
に賛否をご表示いただき、2024年3月25日（月曜日）午後6時までには到着するようご送付くだ
さいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 2024年3月26日（火曜日）午前10時（受付開始：午前9時30分）
2. 場 所 東京都港区六本木3丁目2番1号 住友不動産六本木グランドタワー9階
ベルサール六本木グランドコンファレンスセンターRoom C・D
3. 目的事項
 - 報告事項 1. 第8期（2023年1月1日から2023年12月31日まで）事業報告及び連結
計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第8期（2023年1月1日から2023年12月31日まで）計算書類報告の件
 - 決議事項 第1号議案 資本金の額の減少の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件
第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件
第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額改定の件
第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件
第7号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬制度導入の件

以 上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎議決権行使書面において議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
 - ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。
 - ◎法令及び当社定款第15条に基づき電子提供措置事項から一部を除いた書面をご送付しております。従って、ご送付している書面の目次、項番、参照ページは電子提供措置事項と同一となっておりますのでご了承ください。

株主総会参考書類

第1号議案 資本金の額の減少の件

1. 資本金の額の減少の理由

当社の業容及び損益の現状を踏まえ、今後の資本政策の柔軟性及び機動性を確保することを目的として、会社法第447条第1項の規定に基づき、資本金の額を減少し、その他資本剰余金に振り替えたいと存じます。

なお、本議案は発行済株式総数の変更及び純資産額の変動はございませんので、発行済株式総数や1株あたり純資産額に影響を与えるものではございません。

2. 資本金の額の減少の内容

(1) 減少する資本金の額

資本金の額1,029,016,380円のうち979,016,380円を減少して50,000,000円とし、減少する資本金の額の全額をその他資本剰余金に振り替えたいと存じます。

(2) 資本金の額の減少の効力発生日

2024年5月31日を予定しております。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

今般、取締役会における議決権を有する監査等委員が、業務執行の適法性及び妥当性の監査を担うことにより、取締役会の監査・監督機能の実効性をさらに高め、ガバナンスの強化を図るとともに、業務執行の機動性を向上させるため、「監査役会設置会社」から「監査等委員会設置会社」へ移行いたします。これに伴い、監査等委員会に関する規定の新設、重要な業務執行に関する決定の取締役への権限委任に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行うものであります。

なお、当該変更は本定時株主総会終結の時に効力が発生するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更箇所)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(機関) 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. 監査役 3. 監査役会 4. 会計監査人</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の員数) 第18条 当社の取締役は、<u>10名以内とする。</u> (新設)</p> <p>(取締役の選任の方法) 第19条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>② (条文省略) ③ (条文省略) (新設)</p> <p>(取締役の任期) 第20条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>② 任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、<u>前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。</u></p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(機関) 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. <u>監査等委員会</u> (削除) 3. 会計監査人</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の員数) 第18条 当社の取締役は、<u>15名以内とする。</u> ② <u>前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、6名以内とする。</u></p> <p>(取締役の選任の方法) 第19条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別し、株主総会において選任する。</u> ② (現行どおり) ③ (現行どおり) ④ <u>補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(取締役の任期) 第20条 取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ② <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> ③ 任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、<u>前任者の任期の残存期間と同一とする。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(代表取締役及び社長) 第21条 代表取締役は、取締役会の決議により選定する。</p> <p>② (条文省略)</p> <p>(役付取締役) 第22条 前条のほか、取締役会の決議により、取締役の中から、取締役会長、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役を選定することができる。</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長) 第23条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知) 第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに、各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② 取締役及び監査役的全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく取締役会を開催することができる。</p> <p>(取締役会の決議の方法) 第25条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の決議の省略) 第26条 当社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監査役が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>(取締役との責任限定契約) 第27条 (条文省略)</p> <p>(報酬等) 第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(代表取締役及び社長) 第21条 代表取締役は、<u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から</u>、取締役会の決議により選定する。</p> <p>② (現行どおり)</p> <p>(役付取締役) 第22条 前条のほか、取締役会の決議により、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から、<u>取締役会長、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役</u>を選定することができる。</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長) 第23条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知) 第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに、各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② 取締役的全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく取締役会を開催することができる。</p> <p>(取締役会の決議の方法) 第25条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の決議の省略) 第26条 当社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、<u>当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</u></p> <p>(取締役との責任限定契約) 第27条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等) 第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(新設)</p> <p>第5章 監査役及び監査役会</p> <p>(監査役の員数) 第29条 当会社の監査役は、5名以内とする。</p> <p>(監査役の選任の方法) 第30条 監査役は、株主総会において選任する。 ② 当会社の監査役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(監査役の任期) 第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ② 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(常勤監査役) 第32条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p> <p>(監査役会の招集通知) 第33条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに、各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ② 監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく監査役会を開催することができる。</p>	<p>(重要な業務執行の決定の委任) 第29条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</p> <p>第5章 監査等委員及び監査等委員会</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(常勤の監査等委員) 第30条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</p> <p>(監査等委員会の招集通知) 第31条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに、各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ② 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく監査等委員会を開催することができる。</p>

現行定款	変更案
<p>(監査役会の決議の方法) <u>第34条</u> 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、監査役の過半数をもって行う。</p> <p>(監査役との責任限定契約) <u>第35条</u> 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。</p> <p>(報酬等) <u>第36条</u> 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(監査等委員会の決議の方法) <u>第32条</u> 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>
<p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>(会計監査人の選任) <u>第37条</u> (条文省略)</p> <p>(会計監査人の任期) <u>第38条</u> (条文省略)</p> <p>(会計監査人の報酬等) <u>第39条</u> 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p> <p><u>第40条</u>～<u>第43条</u> (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>(会計監査人の選任) <u>第33条</u> (現行どおり)</p> <p>(会計監査人の任期) <u>第34条</u> (現行どおり)</p> <p>(会計監査人の報酬等) <u>第35条</u> 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</p> <p><u>第36条</u>～<u>第39条</u> (現行どおり)</p>

第3号議案**取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件**

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。これに伴い、取締役全員（4名）は、定款変更の効力発生の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）4名の選任をお願いいたしますと存じます。なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

なお、各候補者の指名につきましては、委員長を代表取締役が務め、委員の過半数を社外取締役で構成する任意の委員会である指名報酬委員会に諮ったうえで決定しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位・担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1 【再任】	どい ゆうのすけ 土井 悠之介 (1989年5月18日)	2014年4月 スカイライトコンサルティング株式会社入社 2016年1月 当社設立 代表取締役 2024年1月 当社代表取締役 社長執行役員CEO（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社プロジェクトカンパニー 代表取締役社長 SBIデジタルハブ株式会社 取締役 （担当（委員）） 指名報酬委員（委員長）	1,743,000株

[取締役候補者とした理由]

土井悠之介氏は、当社創業者として、組織開発戦略や事業戦略の立案・遂行を通じ、当社グループの発展を牽引してまいりました。同氏がこれまで培ってきた経営全般に関する知識と経験により、全役員に対してリーダーシップを発揮し、経営における重要事項の意思決定を行い、当社グループの企業価値向上に貢献できることが期待されることから、引き続き取締役候補者としております。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位・担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
2 【再任】	まつむら りょう 松村 諒 (1989年10月7日)	2014年4月 株式会社みずほ銀行 入行 2019年7月 同行産業調査部調査役 2021年6月 当社取締役 2024年1月 当社取締役 常務執行役員CFO（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社プロジェクトカンパニー 取締役 株式会社DCXforce 取締役 株式会社プロジェクトテクノロジーズ 取締役 株式会社プロジェクトHRソリューションズ 取締役 株式会社D r. 健康経営 取締役 株式会社アルトワイズ 取締役	2,500株

[取締役候補者とした理由]

松村諒氏は、入社以来、財務経理領域をはじめとする経営管理業務の遂行、グループ経営管理体制の強化等を通じ、当社グループの発展に貢献してまいりました。同氏がこれまで培ってきたグループ経営管理、財務経理領域に関する知見と経験により、企業価値向上に貢献できることが期待されるため、引き続き取締役候補者としております。

候補者 番号	氏名（生年月日）	略歴、地位・担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 の株式の数
3 【再任】	まつもと ゆうき 松本 勇氣 (1989年4月16日)	2010年11月 株式会社エン 取締役CTO 2012年1月 株式会社Labit 入社 2013年1月 株式会社Gunosy 入社 2015年9月 同社執行役員CTO 2018年10月 合同会社DMM.com 執行役員CTO 2019年9月 一般社団法人日本CTO協会 理事（現任） 2021年3月 株式会社LayerX 代表取締役CTO（現任） 2021年4月 当社社外取締役（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社LayerX 代表取締役CTO 一般社団法人日本CTO協会 理事 dely株式会社 社外取締役 （担当（委員）） 指名報酬委員	—

[社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要]

松本勇氣氏は、複数の企業のCTOや（一社）日本CTO協会理事等を歴任し、経営及びデジタル技術に関する幅広い知見を有しており、当社グループが成長していくにあたり、経営の重要事項の決定及び業務執行の監督等に十分な役割を果たしていくことが期待できるものと考えております。また、指名報酬委員会の審議においては、当社の経営における重要な事項に関し、企業経営に関する幅広い経験と深い知見に基づき、積極的な意見・提言を行っています。これらのことから、今後も当社グループの経営監督を担う立場として適任であると判断し、引き続き社外取締役候補者としております。なお、同氏の社外取締役就任期間は、本株主総会終結の時をもって2年11カ月となります。

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位・担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の 株式の数
4 【再任】	柳沢 和正 やなぎさわ かずまさ (1983年3月25日)	2007年4月 マッキンゼー・アンド・カンパニー・インク入社 2010年3月 モルガン・スタンレー証券株式会社 (現 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社) 入社 2011年4月 合同会社ロゴス・パートナーズ 設立 代表社員 (現任) 2013年9月 マッキンゼー・アンド・カンパニー・インク再入社 2019年1月 同社 パートナー 2021年4月 同社 退社 2022年3月 当社社外取締役 (現任) (重要な兼職の状況) 合同会社ロゴス・パートナーズ 代表社員 株式会社プロレド・パートナーズ 社外取締役 (担当 (委員)) 指名報酬委員	—

[社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要]

柳沢和正氏は、経営コンサルタントとしての豊富な経験とコンサルティング事業に関する幅広い知見を有しており、当社グループが成長していくにあたり、経営の重要事項の決定及び業務執行の監督などに十分な役割を果たしていくことが期待できるものと考えております。また、指名報酬委員会の審議においては、当社の経営における重要な事項に関し、企業戦略に関する専門的な観点から、積極的な意見・提言を行っています。これらのことから、今後も当社グループの経営監督を担う立場として適任であると判断し、引き続き社外取締役候補者としております。なお、同氏の社外取締役就任期間は、本株主総会終結の時をもって2年となります。

- (注) 1. 各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 松本勇氣氏及び柳沢和正氏は、社外取締役候補者であります。当社は、両氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、両氏の選任が承認された場合には、引き続き独立役員といたします。
3. 当社は、松本勇氣氏及び柳沢和正氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。両氏の再任が承認された場合、当社は両氏との間の上記責任限定契約を継続する予定であります。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について、当該保険契約により補填することとしています。当該契約の被保険者は当社取締役及び監査役であり、その保険料の全額を当社が負担しています。各候補者は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第4号議案**監査等委員である取締役4名選任の件**

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

なお、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとしたします。

各候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、地位・担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1 【新任】	結城 愛子 (1989年9月22日)	2012年4月 株式会社NTTデータ入社 2017年2月 同社主任 2022年2月 同社課長代理、同社退社 2022年3月 当社 常勤監査役(現任) (重要な兼職の状況) —	—

[監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要]

結城愛子氏は、国内大手システムインテグレーターである株式会社NTTデータにおける業務経験によりIT・デジタル領域に知見を有しており、当社の属する業界の外部環境を理解しつつ、適切な監査・監督が期待できる人物であると判断し、監査等委員である社外取締役候補者としております。

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、地位・担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
2 【新任】	橋口 晶子 (1967年10月6日)	1991年10月 井上斎藤英和監査法人 (現 有限責任あずさ監査法人) 入所 1999年9月 橋口公認会計士事務所 開設、代表(現任) 2014年7月 株式会社グローバルキッズ 監査役 2015年10月 株式会社グローバルキッズCOMPANY 監査役 2023年4月 株式会社GKS 監査役 (重要な兼職の状況) 橋口公認会計士事務所 代表	—

[監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要]

橋口晶子氏は、公認会計士としての豊富な監査経験と財務及び会計に関する専門的な見識のほか、上場企業の常勤監査役を長年務めた経験から経営全般に関する高い知見を有しており、当該知見を活かして、当社の経営全般に有益な指摘や意見をいただき、独立した立場から当社監査体制の一層の強化を図ることが期待できる人物であると判断し、監査等委員である社外取締役候補者としております。

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位・担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の 株式の数
3 【新任】	ももざき ゆうじ 桃崎 有治 (1950年12月18日)	1978年10月 監査法人西方会計士事務所 (現 有限責任監査法人トーマツ) 入所 1998年7月 同監査法人代表社員 2008年3月 同監査法人業務管理本部長 2012年1月 トーマツグループ CIO (最高情報責任者) 2015年1月 桃崎有治公認会計士事務所開設、代表 (現 任) 2018年2月 当社 監査役 (現任) (重要な兼職の状況) 桃崎有治公認会計士事務所 代表 高島株式会社 社外取締役 (監査等委員)	36,000株

[監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要]

桃崎有治氏は、長年にわたり公認会計士として企業の監査に携わっており、企業の財務及び会計に関する専門的な見地から、業務執行の監査に求められる判断力、識見等を有し、当社社外監査役として業務執行全般の監査に取り組み等ガバナンス強化に努めた実績から、今後も同氏の知見を活かした適切な監査・監督が期待できる人物であると判断し、監査等委員である社外取締役候補者としております。

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位・担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の 株式の数
4 【新任】	かわぞえ じょう 川添 丈 (1958年6月21日)	1991年4月 梶谷総合法律事務所入所 1995年4月 ブリッジ法律事務所開設 2003年6月 半蔵門総合法律事務所開設 2010年11月 表参道総合法律事務所開設、代表 (現任) 2019年12月 当社 監査役 (現任) (重要な兼職の状況) 表参道総合法律事務所 代表弁護士	—

[監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要]

川添丈氏は、弁護士としての豊富な経験と法律に関する幅広い知見から、監査に求められる判断力、識見等を有し、社外監査役として当社のコンプライアンス体制の確立に尽力いただく等、当社の監査体制の強化に貢献いただいた実績から、今後も同氏の法的知見を活かした適切な監査・監督が期待できる人物であると判断し、監査等委員である社外取締役候補者としております。

- (注) 1. 各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 各候補者はいずれも監査等委員である社外取締役候補者であります。なお、当社は、桃崎有治氏、川添丈氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、両氏の選任が承認された場合には、引き続き両氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。また、橋口晶子氏は、同取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合には、独立役員として届け出る予定であります。
3. 当社は、結城愛子氏、桃崎有治氏、川添丈氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。結城愛子氏、桃崎有治氏、川添丈氏の選任が承認された場合、当社は3氏との間の上記と同内容の責任限定契約を締結する予定であります。また、橋口晶子氏の選任が承認された場合には、新たに同氏との間で、同様の責任限定契約を締結する予定であります。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について、当該保険契約により補填することとしています。当該契約の被保険者は当社取締役（監査等委員を含む。）であり、その保険料の全額を当社が負担しています。各候補者は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

【ご参考】 第3号議案及び第4号議案が承認された場合の役員体制

第3号議案及び第4号議案が承認可決された場合の役員体制及び当社が各役員に期待する専門性は以下のとおりとなります。これらは各役員が有する全ての知見を表すものではありません。

氏名	企業 経営・ 経営戦略	IT・DX	コンサル ティング	営業・ マーケ ティング	投資・ M&A	リスク 管理・ 企業法務	財務・ 会計	人材 開発・ 組織開発	ESG
取 締 役	土井悠之介	●	●	●	●			●	
	松村諒	●			●	●	●		●
	松本勇氣	●	●		●	●		●	
	柳沢和正	●	●		●	●	●		
監 査 等 委 員	結城愛子	●		●		●	●		
	橋口晶子	●			●	●	●		
	桃崎有治	●	●		●	●	●		●
	川添丈	●				●	●		●

(項目のご説明)

企業経営・経営戦略	企業経営経験の有無、又は社外取締役として企業経営の意思決定に携わった経験の有無
IT・DX	IT、DX領域に関する十分な知識又は経験
コンサルティング	コンサルティングに関する十分な知識又は経験
営業・マーケティング	事業展開・拡大のための営業・マーケティング戦略の策定・推進に関する知識又は経験
投資・M&A	市場動向や市場分析、M&Aに関する知識又は経験
リスク管理・企業法務	リスクマネジメントに関する知識・企業法務に関する知識又は経験
財務・会計	財務領域における業務経験、又は財務会計の専門家としての十分な知識又は経験
人材開発・組織開発	人材戦略の策定・推進に関する知識又は経験
ESG	サステナビリティ推進、社会課題解決、ガバナンスに関する経験又は知識

第5号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額改定の件

現在、当社の取締役の報酬額は、2021年3月30日開催の第5期定時株主総会において、月額15,000千円以内（うち社外取締役分は月額1,500千円以内）と決議いただき現在に至っております。

この度、監査等委員会設置会社への移行に伴い、コーポレート・ガバナンスの更なる強化の観点から、役員一人一人が当社グループの企業価値向上に向けた意識付けをより高めることを目的として、現行の役員報酬制度を見直すことといたしました。

新しい役員報酬制度は、①固定報酬、②短期インセンティブとしての年次業績連動賞与（以下「賞与」といいます。）、及び③中長期インセンティブとしての業績連動型株式報酬の3種類による制度とします。

新しい役員報酬制度では固定報酬及び賞与を金銭報酬として支給しますが、本議案では、今後、固定報酬に加え賞与を含めた取締役に対する報酬制度の機動的な運用を可能とするため、取締役の報酬額の設定を、固定報酬支給額の月額上限を定めるものから、固定報酬支給額に賞与の支給額を加えた年額上限を定めるものに改め、報酬額を従来月額15,000千円以内（うち社外取締役分は月額1,500千円以内）から、年額180,000千円以内（うち社外取締役分は年額18,000千円以内）（ただし、使用人分給与は含みません。）に改定させていただきたいと存じます。なお、第7号議案でご承認をお願いする業績連動型株式報酬に係る報酬枠については別枠とします。

なお、当社における取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要は、事業報告（36頁）に記載のとおりであります。本議案及び第7号議案をご承認いただくことを条件に、2024年2月14日開催の取締役会において、その内容を変更することを決議しており、変更後の内容の概要は、株主総会参考書類（21頁）に記載のとおりであります。本議案の内容は、当該変更後の同方針に沿って取締役の個人別の報酬などの内容を定めるために必要かつ相当な内容であると判断しております。

また、本議案の内容については、委員長を代表取締役が務め、委員の過半数を社外取締役で構成する指名報酬委員会より、相当である旨の意見を得ております。

第2号議案及び第3号議案をご承認いただきますと、本議案に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）は4名（うち社外取締役2名）となります。

なお、本議案は第2号議案における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

第6号議案

監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は、第2号議案が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役の報酬額を定めることとし、年額40,000千円以内とさせていただきたいと存じます。

本議案については、当社のガバナンスにおいて監査等委員が果たすべき職責、今後のガバナンス強化の要請等へ柔軟に対応することができるようにすること等を総合的に勘案して決定したものであり、相当であるものと判断しております。

第2号議案及び第4号議案をご承認いただきますと、本議案に係る監査等委員である取締役は4名となります。

なお、本議案は第2号議案における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

第7号議案

取締役に対する業績連動型株式報酬制度導入の件

1. 提案の理由及びこれを相当とする理由

当社は、第2号議案が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

本議案は、監査等委員会設置会社への移行を前提に、当社の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、断りがない限り本議案において同じとします。）及び執行役員並びに当社のグループ会社の取締役（社外取締役を除きます。以下、断りがない限り、本議案において同じとします。）及び執行役員（以下、当社の取締役及び執行役員並びに当社のグループ会社の取締役及び執行役員をあわせて「対象役員」といいます。）に対する新たな業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT（=Board Benefit Trust）」（以下「本制度」といいます。）を導入することについて、ご承認をお願いするものであります。

本議案は、対象役員の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、対象役員が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としていること、当社の指名報酬委員会から、本制度の目的、中長期的な業績向上に向けたインセンティブ付与の効果等を踏まえ、本制度の導入は相当であるとの答申を得ていること、第5号議案及び本議案をご承認いただくことを条件に変更する予定の当社の取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針（後掲）とも合致していることから、本議案の内容は相当であるものと考えております。

本議案は、第5号議案でご承認をお願いしている取締役（監査等委員である取締役を除きます。）の報酬額（年額総額180,000千円以内（うち社外取締役分として年額総額18,000千円以内）。ただし、使用人分給与は含みません。）とは別枠として、本制度に基づく報酬を当社の取締役（監査等委員である取締役を除きます。）に対して支給するため、報酬等の額の具体的な算定方法及び具体的な内容についてのご承認をお願いするものです。なお、本制度の詳細につきましては、下記2. の枠内で、取締役会にご一任いただきたいと存じます。

第2号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決されますと、本制度の対象となる当社の取締役（監査等委員である取締役を除きます。）は4名（うち社外取締役2名）となります。

本議案は、第2号議案における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

2. 本制度に係る報酬等の額の具体的な算定方法及び具体的な内容

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」といいます。）を通じて取得され、対象役員に対して、当社及び当社のグループ会社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下「当社株式等」といいます。）が本信託を通じて給付される業績連動型株式報酬制度です。なお、対象役員が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として対象役員の退任時となります。

(2) 本制度の対象者

当社の取締役（監査等委員である取締役を除きます。）及び執行役員並びに当社のグループ会社の取締役（社外取締役を除きます。）及び執行役員

(3) 信託期間

2024年5月(予定)から本信託が終了するまで(なお、本信託の信託期間について、特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続します。本制度は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等により終了します。)

(4) 信託金額

本議案をご承認いただくことを条件として、当社は、2024年12月末日で終了する事業年度から2026年12月末日で終了する事業年度までの3事業年度(以下、当該3事業年度の期間を「当初対象期間」といい、当初対象期間及び当初対象期間の経過後に開始する3事業年度ごとの期間を、それぞれ「対象期間」といいます。)及びその後の各対象期間を対象として本制度を導入し、対象役員への当社株式等の給付を行うため、本信託による当社株式の取得の原資として、以下の金銭を本信託に拠出いたします。

まず、当社は、本信託設定(2024年5月(予定))時に、当初対象期間に対応する必要資金として見込まれる相当額の金銭を拠出し、本信託を設定します。本制度に基づき対象役員に対して付与するポイントの上限数は、下記(6)のとおり、1事業年度当たり50,000ポイントであるため、本信託設定時には、直前の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値を考慮して、150,000株を上限として取得するために必要と合理的に見込まれる資金を本信託に拠出いたします。なお、ご参考として、2024年2月26日の終値1,411円を適用した場合、上記の必要資金は、約211百万円となります。

また、当初対象期間経過後も、本制度が終了するまでの間、当社は、原則として対象期間ごとに、本制度に基づく対象役員への給付を行うために必要な株式数を合理的に見込み、本信託が先行して取得するために必要と認める資金を、本信託に追加拠出することとします。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、信託財産内に残存する当社株式(直前までの各対象期間に関して対象役員に付与されたポイント数に相当する当社株式で、対象役員に対する給付が未了であるものを除きます。)及び金銭(以下「残存株式等」といいます。)があるときは、残存株式等は以降の対象期間における本制度に基づく給付の原資に充当することとし、残存株式等を勘案したうえで、追加拠出額を算出するものとします。当社が追加拠出を決定したときは、適時適切に開示いたします。

(5) 本信託による当社株式の取得方法及び取得株式数

本信託による当社株式の取得は、上記(4)により拠出された資金を原資として、取引所市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法によりこれを実施することとし、新株発行は行いません。

なお、対象役員に付与されるポイント数の上限は、下記(6)のとおり、1事業年度当たり50,000ポイントであるため、各対象期間について本信託が取得する当社株式数の上限は150,000株となります。本信託による当社株式の取得につき、その詳細は、適時適切に開示いたします。

(注) 当社が実際に本信託に拠出する金銭は、上記の株式取得資金のほか、信託報酬等の必要費用の見込額を合わせた金額となります。

(6) 対象役員に給付される当社株式等の数の上限

対象役員には、各事業年度に関して、役員株式給付規程に基づき役位、業績達成度等を勘案して定まる数のポイント（当社の社外取締役にあつては役位を勘案して定まる数のポイント）が付与されます。対象役員に付与される1事業年度当たりのポイント数の合計は、50,000ポイント（うち、当社の取締役分として22,000ポイント（うち、社外取締役分として1,500ポイント））を上限とします。これは、現行の役員報酬の支給水準、取締役の員数の動向と今後の見込み等を総合的に考慮して決定したものであり、相当であるものと判断しております。

なお、対象役員に付与されるポイントは、下記（7）の当社株式等の給付に際し、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算されます（ただし、本議案をご承認いただいた後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、ポイント数の上限及び付与済みのポイント数又は換算比率について合理的な調整を行います。）。

なお、対象役員に付与される1事業年度当たりのポイント数の上限に相当する株式に係る議決権数500個の発行済株式総数に係る議決権数54,044個（2023年12月31日現在）に対する割合は約0.92%です。

下記（7）の当社株式等の給付に当たり基準となる対象役員のポイント数は、原則として、退任時まで当該対象役員に付与されたポイント数とします（以下、このようにして算出されたポイントを、「確定ポイント数」といいます。）。

(7) 当社株式等の給付及び報酬等の額の具体的な算定方法

対象役員が退任し、役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした場合、当該対象役員は、所定の受益者確定手続を行うことにより、原則として上記（6）に記載のところに従って定められる「確定ポイント数」に応じた数の当社株式について、退任後に本信託から給付を受けます。ただし、役員株式給付規程に定める要件を満たす場合は、一定割合について、当社株式の給付に代えて、当社株式の時価相当の金銭給付を受けます。なお、金銭給付を行うために、本信託により当社株式を売却する場合があります。

なお、ポイントの付与を受けた対象役員であっても、株主総会において解任の決議をされた場合や在任中に一定の非違行為があったことに起因して退任した場合又は在任中に当社に損害が及ぶような不適切行為等があった場合は、給付を受ける権利を取得できないこととし、当社株式等の給付を受けた対象役員について、在任中に一定の非違行為があったこと、又は当社に損害が及ぶような不適切行為等があったことが判明した場合は、指名報酬委員会の決定により、当社は、当該給付の全部又は一部の返還を請求することができるとします。

当社の取締役が受ける報酬等の額は、ポイント付与時において、当該当社の取締役に付与されるポイント数の合計に本信託の有する当社株式の1株当たりの帳簿価額を乗じた金額（ただし、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて合理的な調整を行います。）を基礎とします。また、役員株式給付規程の定めに従って例外的に金銭が給付される場合において相当と認められるときは、当該金額を加算した額とします。

(8) 議決権行使

本信託勘定内の当社株式に係る議決権は、信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないこととします。かかる方法によることで、本信託勘定内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しています。

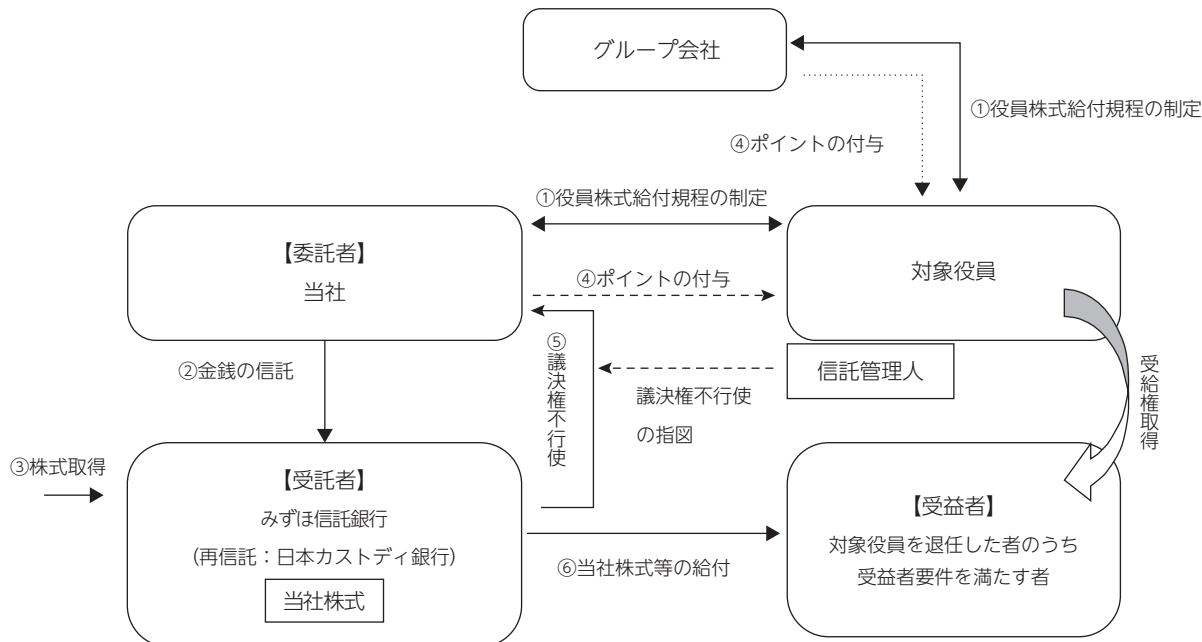
(9) 配当の取扱い

本信託勘定内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。なお、本信託が終了する場合において、本信託内に残存する配当金等は、役員株式給付規程の定めに従って、その時点で在任する対象役員に対して、各々が保有するポイント数に応じて、按分して給付されることとなります。

(10) 信託終了時の取扱い

本信託は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等の事由が発生した場合に終了します。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得したうえで、取締役会決議により消却することを予定しています。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、金銭については、上記（9）により対象役員に給付される金銭を除いた残額が当社に給付されます。

<ご参考：本制度の仕組み>



- ① 当社及び当社のグループ会社は、本議案につき承認を受けた枠組みの範囲内において、「役員株式給付規程」を制定します。
- ② 当社は、本議案につき承認を受けた範囲内で金銭を信託します。
- ③ 本信託は、②で信託された金銭を原資として当社株式を、取引所市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。
- ④ 当社及び当社のグループ会社は、役員株式給付規程に基づき対象役員にポイントを付与します。
- ⑤ 本信託は、当社から独立した信託管理人の指図に従い、本信託勘定内の当社株式に係る議決権を行使しないこととします。
- ⑥ 本信託は、対象役員を退任した者のうち役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした者（以下「受益者」といいます。）に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式を給付します。ただし、対象役員が役員株式給付規程に定める要件を満たす場合には、ポイントの一定割合について、当社株式の時価相当の金銭を給付します。

<ご参考：本制度導入後の取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方針の概要>

1. 基本方針

当社グループの取締役及び執行役員（監査等委員である取締役を除きます。以下、断りがない限り本方針において同様とする。）の報酬は、当社グループの持続的な成長と企業価値の向上を図るインセンティブとして十分に機能し、当該取締役及び執行役員の意欲をより高め、かつ役位・職責に応じ、各人の業績貢献度や経営状況も総合的に勘案したうえで、適切で公正なバランスの取れたものとする。

具体的には、①固定報酬、②短期インセンティブとしての年次業績連動賞与、及び③中長期インセンティブとしての業績連動型株式報酬の3種類による報酬構成とする。

2. 固定報酬の個人別の報酬等の額及び算定方法の決定に関する方針

当社グループの取締役及び執行役員の固定報酬は、例月報酬とし、毎年一定日に固定金額を定めて支給するものとする。その報酬額は役位・職責に応じて総合的に決定する。

3. 年次業績連動賞与及び株式報酬の内容及び額もしくは数又はその算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

年次業績連動賞与は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標を反映した報酬とし、各事業年度の利益の目標値に対する達成度合いに応じて算出された額を賞与として、毎年一定の時期に支給する。目標となる業績指標とその値は、各人ごとの管掌範囲や経営計画との整合性等を考慮しつつ、適宜、環境の変化等に応じて見直しを行う。

株式報酬は、中長期の企業価値向上と連動性のある報酬構成とすることを目的とし、各事業年度の利益の目標値に対する達成度合、及び役員株式給付規程に基づき役位等を勘案して定まるポイントを、毎年一定の時期に付与、当社グループの取締役及び執行役員の退任時に付与した累計ポイントに相当する自社株式及び一定の割合の金銭の給付を行う。

当社の社外取締役については、年次業績連動賞与は支給せず、また、株式報酬については業績非連動とし、役員株式給付規程に基づき役位等を勘案して定まるポイントを毎年、一定の時期に付与、退任時に付与した累計ポイントに相当する自社株式及び一定の割合の金銭の給付を行う。

ただし、株主総会において解任の決議をされた場合、在任中に一定の非違行為があったことに起因して退任した場合又は在任中に当社に損害が及ぶような不適切行為等があった場合は、給付を受ける権利を取得できないこととする。

4. 固定報酬の額、年次業績連動賞与の額又は株式報酬の額の取締役等の個人別の報酬等

種類別の報酬割合については、役位・職責に応じて適切に設定するが、概ね、固定報酬60%～80%、業績連動賞与10%、株式報酬10%～30%とする。

5. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

当社グループの取締役及び執行役員の年度報酬は、審議プロセスの客観性・透明性を高めるため、代表取締役1名と過半数の社外取締役で構成される指名報酬委員会により決定する。なお、委員長は委員の互選によって定めるものとする。

以上

事業報告

2023年1月1日から
2023年12月31日まで

1. 当社グループの現況に関する事項

当社グループの連結子会社である株式会社プロジェクトHRソリューションズは、2023年度より決算期を10月31日から12月31日に変更いたしました。従いまして、経過期間となる当期の状況に関しましては、2022年11月1日から12月31日までの2か月の損益について利益剰余金で調整し連結しております。この決算期変更に伴い、当連結会計年度においては、2023年1月1日から12月31日までの12か月を連結しております。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度の末日時点において判断したものであります。

(1) 当連結会計年度の事業の状況

当連結会計年度における我が国の経済情勢は、ウクライナ及びロシア情勢や原材料価格の上昇、円安の進行等により企業を取り巻く環境の先行きは不透明な状況が続いておりますが、各種政策の効果や個人消費の回復などにより緩やかに持ち直していくことが期待されております。このような状況下、日本企業は更なる付加価値の向上やビジネス機会の創出、生産性の向上、それらを実現するテクノロジーの活用などに積極的に取り組んでおり、デジタルを活用した事業戦略の策定や実行、改善といった「デジタルトランスフォーメーション (DX)」のニーズは今後さらに高まっていくものと推察されます。

そうした中、当社グループは様々な業界の主要企業に対し、新規事業の開発や既存業務の変革からデジタルマーケティング、UI/UXの改善まで一連のDX支援サービスを提供できる強みを持って、ソリューション横断での案件を多数受注し、コンサルタントによる顧客企業の事業推進を手掛けてまいりました。また、2022年4月より新たに「DX×HR事業」、2022年10月からは「DX×テクノロジー事業」を展開し、それぞれ人材採用・組織構築及びシステム開発の領域に支援サービスを拡充しております。当連結会計年度には、産業医のマッチングサービスを主軸に企業の人事労務部門に豊富な顧客・案件ネットワークを保有する株式会社Dr.健康経営と、エンジニア派遣事業を営む株式会社アルトワイズがM&Aにより当社グループに加わり、DX×HR事業・DX×テクノロジー事業の更なる強化を図ってまいりました。

なお、適時開示にて公表しております2023年9月8日付「代表取締役の異動（辞任）に関するお知らせ」及び同年9月13日付「代表取締役および取締役の異動（辞任）に関する経過報告」のとおり、当連結会計年度において当社共同創業者であり前代表取締役副社長グループCOOの伊藤翔太氏が辞任しており、既に前代表取締役副社長との業務上の関係は絶っております。前代表取締役副社長は主に投資・M&Aの領域を担当しておりましたため、今回の辞任による既存事業の顧客への大きな影響はありませんが、不祥事による代表者の辞任を招いた組織への不信感を主因とする従業員の離職が一定数発生したことが、短期的には業績の押し下げ要因として影響するものと考えております。

以上の結果、当連結会計年度の経営成績は、売上高は6,283,785千円（前年同期比44.4%増）、営業利益は857,537千円（前年同期比10.5%減）、経常利益は836,879千円（前年同期比11.8%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は587,853千円（前年同期比13.1%減）となりました。各セグメントの経営成績は以下のとおりです。

① デジタルトランスフォーメーション事業

「デジタルトランスフォーメーション事業」においては、事業会社における新規事業開発や既存業務の変革などを支援する「コンサルティングサービス」、広告代理店と事業会社の間に立ち、デジタルマーケティングの全体戦略の策定や実行推進を支援する「マーケティングサービス」、自社モニターを活用したユーザーテストソリューション「Ulscope」によるスマートフォンアプリやWebページのUI/UX評価を行う「Ulscopeサービス」を提供しております。

過去の支援実績、業務品質を評価いただけている既存クライアントからの追加発注と同時に、新規クライアントの獲得にも成功している状況です。また、クライアントがDXの特定領域にのみ課題を抱えることは少ないと当社グループは認識しており、例えば入り口はUI/UXについてのご相談であっても、結果的に領域をまたがるDXの課題解決のためのより本質的な提案を行う余地があるケースも多いことから、新規クライアントについても領域横断での提案を行うことによって、顧客単価向上により一層の売上高を拡大させる余地があると判断しております。当社グループの提供サービスの性質上、一度受注すれば中長期的に継続支援させていただくことが多く、当連結会計年度の売上に占めるストック売上（6か月以上の連続受注を獲得したクライアントからの売上のうち、スポットの性質が強い広告出稿やユーザーテスト等を除いたもの）の比率は93.1%となりました。

他方、中長期的な事業成長にはコンサルタント数の拡大が主要なドライバーとなる認識を踏まえ、当連結会計年度には新卒社員を約40名採用（前年度は6名）し、その育成・立ち上げに取り組んでまいりました。第2四半期連結会計期間の時点では立ち上げ進捗が想定を下回ったことを主因に業績予想を下方修正いたしました。その後育成への注力施策が奏功し当連結会計年度末においては概ね想定どおりの育成状況となっております。

これらの結果、当連結会計年度の「デジタルトランスフォーメーション事業」におけるサービスごとの売上高は、コンサルティングサービスが3,944,385千円（前年同期比25.4%増）、マーケティングサービスが590,956千円（前年同期比20.2%減）、Ulscopeサービスが87,941千円（前年同期比33.4%減）の計4,623,283千円（前年同期比15.0%増）となり、セグメント利益は1,601,979千円（前年同期比23.6%増）となりました。

② DX×テクノロジー事業

「DX×テクノロジー事業」においては、IT企業などに対し、プログラミングスキルを有するエンジニア人材が顧客企業に常駐し、システム開発業務やソフトウェアテスト業務を提供する「テクノロジーサービス」を提供しております。顧客企業のエンジニア人材に対するニーズは引き続き強いと認識しておりますが、一部短期案件の終了やM&A後のPMIの過程における離職の発生等を要因として当事業の売上高は減少傾向にて推移しました。一方、デジタルトランスフォーメーション事業と連携した商流の上位化などによる高収益案件が増加しており、利益率は向上しております。

この結果、当連結会計年度の「DX×テクノロジー事業」における売上高は、1,204,012千円（前年同期比472.0%増）となり、セグメント利益は42,999千円（前年同期比620.9%増）となりました。なお、当連結会計年度に株式会社アルトワイズを株式取得により連結子会社化したため、第2四半期連結会計期間より連結の範囲に含めております。

③ DX×HR事業

「DX×HR事業」においては、テクノロジー領域を中心として、クライアントのニーズに応じた採用代行や人事評価制度コンサルティングなどの「HRソリューションサービス」及び、産業界のマッチングサービスを主軸に企業の健康経営を支援する「ヘルスケアサービス」を提供しております。テクノロジー領域の企業の人材採用等の動きは引き続き活発であること、ストレスチェック制度の義務化や働き方改革関連法の施行といった法整備などを受け、当社グループの提供するHRソリューションサービス及びヘルスケアサービスに対するニーズは強く、当事業の売上高は成長を維持している状況です。

この結果、当連結会計年度の「DX×HR事業」におけるサービスごとの売上高は、HRソリューションサービスが366,672千円（前年同期比199.0%増）、ヘルスケアサービスが89,816千円（前年同期は連結開始前）の計456,489千円（前年同期比272.2%増）となり、セグメント利益は103,995千円（前年同期比181.8%増）となりました。なお、当連結会計年度に株式会社D r. 健康経営を株式取得により連結子会社化したため、第2四半期連結会計期間より連結の範囲に含めております。

セグメント別売上高

区分	第7期 (2022年12月期)		第8期 (2023年12月期) 【当連結会計年度】		前連結会計年度比	
	金額(千円)	構成比(%)	金額(千円)	構成比(%)	金額(千円)	増減率(%)
デジタルトランスフォーメーション事業	4,019,277	92.4	4,623,283	73.6	604,006	15.0
DX×テクノロジー事業	210,506	4.8	1,204,012	19.2	993,506	472.0
DX×HR事業	122,634	2.8	456,489	7.3	333,854	272.2
合計	4,352,418	100.0	6,283,785	100.0	1,931,366	44.4

(注) 1. 第7期のDX×テクノロジー事業については、第4四半期連結会計期間のみを連結しております。
2. 第7期のDX×HR事業については、第3四半期連結会計期間より連結しております。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資総額は25,698千円となりました。その主な内容は、人員増加に伴う業務用パソコンの取得及び社有車の購入であります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度中に、当社グループの所要資金として、金融機関より長期借入金として1,740,000千円の調達を実施いたしました。

なお、今後の積極的な投資に向けた資金需要に対し、機動的かつ安定的な運転資金調達枠を確保するため、当社グループは総額500,000千円のコミットメントライン契約を取引先金融機関と締結しております。

(4) 重要な組織再編等の状況

① 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

当社は、2023年1月1日付で、当社が行う労働者派遣事業を、株式会社プロジェクトテクノロジーズに事業譲渡いたしました。

② 他の会社の事業の譲受の状況

該当事項はありません。

③ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

当社は、2023年7月1日付で、当社の完全子会社である株式会社プロジェクトパートナーズを吸収合併いたしました。

④ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当社は、2023年1月4日付で、100%出資子会社、株式会社ポテンシャルを設立しております。

また、当社は、2023年4月3日付で、株式会社D r . 健康経営及び株式会社アルトワイズの発行済株式の100%を取得し、連結子会社としております。

当社は、2023年5月15日付で、持株会社体制への移行を目的として、分割準備会社である株式会社プロジェクトカンパニー準備会社を設立しております。なお、2024年1月1日付で、株式会社プロジェクトカンパニー準備会社から株式会社プロジェクトカンパニーに商号変更しております。

(5) 財産及び損益の状況

① 当社グループの財産及び損益の状況

区分	期別	第7期 (2022年12月期)	第8期 (2023年12月期) 【当連結会計年度】
売上高 (千円)		4,352,418	6,283,785
経常利益 (千円)		948,727	836,879
親会社株主に帰属する 当期純利益 (千円)		676,809	587,853
1株当たり当期純利益 (円)		119.17	102.15
総資産 (千円)		4,285,852	5,638,206
純資産 (千円)		2,805,803	2,652,532
1株当たり純資産 (円)		489.08	489.21

- (注) 1. 「1株当たり当期純利益」は、自己株式数を控除した期中平均発行済株式数に基づき算出しております。
2. 「1株当たり純資産」は、自己株式数を控除した期末発行済株式総数に基づき算出しております。
3. 第7期より連結計算書類を作成しているため、第6期（2021年12月期）以前については記載しておりません。
4. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を第7期の期首から適用しており、第7期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

② 当社の財産及び損益の状況

区分	期別	第5期 (2020年12月期)	第6期 (2021年12月期)	第7期 (2022年12月期)	第8期 (2023年12月期) 【当事業年度】
売上高 (千円)		1,104,923	2,139,581	3,518,171	4,111,817
経常利益 (千円)		170,405	502,223	787,196	688,367
当期純利益 (千円)		113,998	359,744	582,377	530,947
1株当たり当期純利益 (円)		23.96	69.58	102.54	92.26
総資産 (千円)		1,061,676	2,784,591	3,873,616	5,100,233
純資産 (千円)		479,114	2,088,220	2,711,370	2,487,405
1株当たり純資産 (円)		94.99	370.44	472.62	458.69

(注) 1. 「1株当たり当期純利益」は、自己株式数を控除した期中平均発行済株式数に基づき算出しております。

2. 「1株当たり純資産」は、自己株式数を控除した期末発行済株式総数に基づき算出しております。

3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第7期の期首から適用しており、第7期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

(6) 対処すべき課題

① ポテンシャル人材の立ち上げとマネージャー人材の育成

当連結会計年度には、主力のデジタルトランスフォーメーション事業において、新卒社員を中心とする「ポテンシャル人材」の立ち上げと、プロジェクトのマネジメントや顧客折衝を担える「マネージャー人材」の育成が課題として顕在化しました。これを受け、人事評価制度を刷新したほか、育成をミッションとする組織を新たに組成し、効率的な人材育成の実現を図っております。

② 従業員の離職抑制

組織規模が拡大する中、育成を中心とする負担が一部の従業員に集中したことを主因に、当連結会計年度の中頃より離職率が漸増しておりました。さらに2023年9月に当社前代表取締役副社長が辞任しており、不祥事による代表取締役の辞任を招いた組織への不信感が完全には払拭しきれていないこと、同事象を主な理由とする離職がマネージャー人材を含め約15名発生したことにより、離職率が高止まりしている状況です。待遇改善を含め給与テーブルや社内制度を全面的に改定したほか、事業会社での人事マネージャー経験者を新たに採用し人事企画部門長に登用するなど、HR機能の強化により離職の抑制を進めてまいります。

③ 中期経営計画の推進

当社は2022年2月に中期業績目標"TARGET100"を公表しました。2023年12月期の業績及び足下の状況を踏まえ、"TARGET100"の達成ハードルが極めて高い状況となったため、これまでの業績目標を見直し、2024年2月に2024年度～2026年度の新たな中期経営計画を策定しております。今後、新たな中期経営計画における業績見直しの実現に向けて、人材育成や新たな事業の開発などの成長戦略を推進してまいります。

④ 内部管理体制の強化

当社グループは創業以来、継続的かつ急速な成長を遂げてまいりました。当連結会計年度には、新たに2社がM&Aでグループに参画したことなどにより連結子会社が増加、2024年1月には純粋持株会社体制に移行しております。今後も当社グループが継続的に成長し続けるためには、グループ全体の内部管理体制の強化、内部統制やコンプライアンスの徹底が不可欠な課題であると認識しており、持株会社である当社が中心となって体制構築に努めます。

⑤ ハラスメント対策及びコーポレート・ガバナンスの強化

2023年9月に、当社前代表取締役副社長が、役職員へのハラスメント行為及び暴力行為を起因として辞任しております。このような事態を受けて、ハラスメント行為の再発防止策の徹底及びガバナンス改善による経営陣への監督機能の強化が急務であると認識しております。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(7) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

区分	会社名	資本金 (千円)	当社の 出資比率	主要な事業内容
デジタルトランス フォーメーション事業	株式会社DCXforce	50,000	100%	マーケティングサービス
	株式会社プロジェクト カンパニー準備会社	75,000	100%	コンサルティングサービス等 の準備会社
DX×テクノロジー事業	株式会社プロジェクト テクノロジーズ	20,000	100%	テクノロジーサービス
	株式会社アルトワイズ	10,000	100%	テクノロジーサービス
DX×HR事業	株式会社プロジェクト HRソリューションズ	20,000	100%	HRソリューションサービス
	株式会社D r. 健康経営	5,500	100%	ヘルスケアサービス
	株式会社ポテンシャル	10,000	100%	HRソリューションサービス

- (注) 1. 2023年1月4日に株式会社ポテンシャルを設立いたしました。
2. 2023年4月3日に株式会社D r. 健康経営及び株式会社アルトワイズの全株式を取得し、同社を連結子会社といたしました。
3. 2023年5月15日に株式会社プロジェクトカンパニー準備会社を設立いたしました。なお、2024年1月1日に株式会社プロジェクトカンパニーに商号変更しております。
4. 2023年7月1日付で、当社の連結子会社である株式会社プロジェクトパートナーズを吸収合併いたしました。

③ その他の関係会社の状況

SBIホールディングス株式会社は、当社の議決権を27.4%所有しており、当社はSBIホールディングス株式会社の持分法適用の関連会社であります。

なお、当社は2023年11月15日付でSBIホールディングス株式会社と資本業務提携契約を締結しております。本資本業務提携契約の締結に当たり、SBIホールディングス株式会社は、当社元代表取締役副社長である伊藤翔太氏から、同氏が保有する当社普通株式600,000株を取得しております。

(8) 主要な事業内容 (2023年12月31日時点)

区分	事業内容
デジタルトランスフォーメーション事業	事業会社の新規事業開発や既存業務変革などを支援するコンサルティングサービス、デジタルマーケティングの全体戦略策定や実行推進を支援するマーケティングサービス、自社モニターを活用したユーザーテストソリューション「Ulscope」によるUI/UX評価を行うUlscopeサービス 等
DX×テクノロジー事業	システム開発業務、ソフトウェアテスト業務等のテクノロジーサービス
DX×HR事業	採用代行、人事評価制度コンサルティング等のHRソリューションサービス、企業の健康経営を支援するヘルスケアサービス

(9) 主要な事業所 (2023年12月31日時点)

① 当社

本社	東京都港区六本木1丁目6番1号
----	-----------------

(注) 当社は、2024年1月1日付で本店所在地を「東京都港区六本木1丁目6番1号」から「東京都港区麻布台1丁目3番1号」へ変更しております。

② 子会社

株式会社プロジェクトカンパニー準備会社	東京都港区六本木1丁目6番1号
株式会社DCXforce	東京都港区六本木1丁目6番1号及び東京都港区赤坂2丁目13番1号
株式会社プロジェクトテクノロジーズ	東京都港区六本木1丁目6番1号
株式会社プロジェクトHRソリューションズ	東京都港区六本木1丁目6番1号

(注) 株式会社プロジェクトカンパニー準備会社、株式会社プロジェクトテクノロジーズ及び株式会社プロジェクトHRソリューションズは、2024年1月1日付で所在地を「東京都港区六本木1丁目6番1号」から「東京都港区麻布台1丁目3番1号」へ変更しております。また、株式会社DCXforceは、2024年1月1日付で所在地を「東京都港区六本木1丁目6番1号及び東京都港区赤坂2丁目13番1号」から「東京都港区麻布台1丁目3番1号及び東京都港区赤坂2丁目13番1号」へ変更しております。

(10) 使用人の状況 (2023年12月31日時点)

① 当社グループの使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
239名	+72名

(注) 使用人数は就業人員であり、上記従業員の他に、臨時雇用者（パートタイマー及びアルバイト）を34名雇用しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
134名	+24名	27.3歳	1.8年

(注) 使用人数は就業人員であり、当社からの出向者は含めず算定しています。

(11) 主要な借入先 (2023年12月31日時点)

借入先	借入残高
株式会社SBI新生銀行	800,000千円
株式会社みずほ銀行	634,860千円
株式会社三井住友銀行	395,416千円
株式会社りそな銀行	171,769千円
株式会社島根銀行	135,839千円
日本生命保険相互会社	100,000千円

(注) 株式会社みずほ銀行は、私募債による借入額が含まれております。

(12) その他当社グループの現況に関する重要な事項

持株会社体制への移行

当社は、2023年5月15日に当社の完全子会社「株式会社プロジェクトカンパニー準備会社」を設立いたしました。内容の詳細につきましては、連結計算書類の連結注記表「9. 重要な後発事象に関する注記」をご参照ください。なお、株式会社プロジェクトカンパニー準備会社は、2024年1月1日に株式会社プロジェクトカンパニーへ商号変更いたしました。

2. 会社の株式に関する事項（2023年12月31日時点）

(1) 発行可能株式総数 20,000,000株

(2) 発行済株式の総数 5,872,450株（自己株式461,855株を含む）

(3) 当事業年度末の株主数 2,473名

(4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数 (株)	持株比率 (%)
土井 悠之介	1,743,000	32.21
SBIホールディングス株式会社	1,480,300	27.36
伊藤 翔太	351,200	6.49
新宅 央	188,700	3.49
株式会社Macbee Planet	150,000	2.77
鎌水 葵	85,800	1.59
古瀬 豪	73,000	1.35
江竜 寛之	68,500	1.27
高木 秀邦	56,300	1.04
株式会社AOGIRI	40,000	0.74

(注) 1. 当社は、自己株式を461,855株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3. 2023年6月22日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書（変更報告書）において、みずほ証券株式会社及びその共同保有者であるアセットマネジメントOne株式会社及びアセットマネジメントOneインターナショナルが2023年6月15日時点で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2023年12月31日時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数(株)	株券等保有割合(%)
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町 1-5-1	38,500	0.67
アセットマネジメントOne株式会社	東京都千代田区丸の内 1-8-2	401,700	6.95
アセットマネジメントOneインターナショナル	30 Old Bailey, London, EC4M 7AU, UK	8,400	0.15
計	—	448,600	7.76

4. 2023年7月24日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書（変更報告書）において、みずほ証券株式会社及びその共同保有者であるアセットマネジメントOne株式会社が2023年7月14日時点で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2023年12月31日時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。
なお、大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数(株)	株券等保有割合(%)
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町 1-5-1	47,600	0.82
アセットマネジメントOne株式会社	東京都千代田区丸の内 1-8-2	288,800	5.00
計	—	336,400	5.82

5. 2023年8月22日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書（変更報告書）において、みずほ証券株式会社及びその共同保有者であるアセットマネジメントOne株式会社が2023年8月15日時点で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2023年12月31日時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。
なお、大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数(株)	株券等保有割合(%)
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町 1-5-1	48,300	0.83
アセットマネジメントOne株式会社	東京都千代田区丸の内 1-8-2	135,500	2.33
計	—	183,800	3.16

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項（2023年12月31日時点）

(1) 当社役員が保有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に当社従業員に対して職務執行の対価として交付した新株予約権の内容

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況 (2023年12月31日時点)

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
土井 悠之介	代表取締役社長	株式会社プロジェクトカンパニー準備会社 代表取締役 株式会社アルトワイズ 代表取締役 株式会社D.r. 健康経営 代表取締役 SBIデジタルハブ株式会社 取締役
松村 諒	専務取締役	株式会社DCXforce 専務取締役 株式会社プロジェクトテクノロジーズ 専務取締役 株式会社アルトワイズ 専務取締役 株式会社プロジェクトHRソリューションズ 専務取締役 株式会社D.r. 健康経営 専務取締役
松本 勇氣	取締役 (社外)	株式会社LayerX 代表取締役CTO 一般社団法人日本CTO協会 理事 dely株式会社 社外取締役
柳沢 和正	取締役 (社外)	合同会社ロゴス・パートナーズ 代表社員 株式会社プロレド・パートナーズ 社外取締役
結城 愛子	常勤監査役 (社外)	
桃崎 有治	監査役 (社外)	桃崎有治公認会計士事務所 代表 高島株式会社 社外取締役 (監査等委員)
川添 丈	監査役 (社外)	表参道総合法律事務所 代表弁護士

- (注) 1. 監査役桃崎有治氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
2. 監査役川添丈氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を有しております。
3. 当社は、取締役松本勇氣氏、柳沢和正氏、監査役桃崎有治氏及び川添丈氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 株式会社プロジェクトカンパニー準備会社は、2024年1月1日付で株式会社プロジェクトカンパニーに商号変更しております。

(2) 事業年度中に退任した取締役

氏名	退任日	退任事由	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
伊藤 翔太	2023年9月8日	辞任	当社代表取締役副社長 株式会社X Capital 社外取締役

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び社外監査役の全員との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める額であります。

(4) 役員等賠償責任保険契約（D&O保険）の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社の取締役、監査役、執行役員及び当社の子会社の取締役（当事業年度中に在籍していた者を含む。）であり、保険料は全額当社が負担しております。

当該保険契約の内容の概要は、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が補填するものであり、1年ごとに契約更新しております。

なお、当該保険契約では、被保険者の犯罪行為や、被保険者が意図的に行った違法行為などに起因する損害賠償請求等は、補填の対象外とされており、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置が講じられております。

(5) 取締役及び監査役の報酬等

① 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

区分	支給人員	支給額
取締役 (うち社外取締役)	5名 (2名)	93,200千円 (4,800千円)
監査役 (うち社外監査役)	3名 (3名)	15,600千円 (15,600千円)

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、2021年3月30日開催の定時株主総会において、月額15,000千円以内（うち社外取締役分は1,500千円以内）と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は6名（うち、社外取締役2名）です。
2. 監査役報酬限度額は、2019年12月17日開催の臨時株主総会において、月額1,500千円以内と決議いただいております。当該臨時株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。
3. 上記には、2023年9月8日をもって辞任した取締役1名を含んでおります。

② 業績連動報酬等に関する事項

該当事項はありません。

③ 非金銭報酬等の内容

該当事項はありません。

④ 取締役及び監査役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当事業年度の取締役の報酬については、株主総会の決議により定められた報酬総額の上限額の範囲内において、各取締役に求められる職責及び能力等を勘案し、取締役会から授権された代表取締役が適正な報酬額を決定しております。

・委任を受けた者の氏名・地位及び担当

代表取締役社長 土井 悠之介

・委任された権限の内容・理由等

委任された権限の内容は、取締役の報酬等の額の決定であり、委任した理由は、各取締役の適切な評価を行うには代表取締役社長が適任であると判断したためです。

また、当事業年度の監査役の報酬については、株主総会の決議により定められた報酬総額の上限の範囲内において、業務分担の状況等を勘案し、監査役の協議により決定しております。

⑤ 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2022年2月14日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しており、その概要は以下のとおりであります。

当社の取締役の報酬は、当社の持続的な成長と企業価値の向上を図るインセンティブとして十分に機能し、当該取締役の意欲をより高め、かつ役位・職責・在任年数に応じ、各人の業績貢献度や経営状況も総合的に勘案したうえで、適切で公正なバランスの取れたものとするを基本方針としております。個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき、代表取締役がその具体的内容の決定について委任を受けるものとしたします。なお、現在、当社の役員報酬は月例の固定報酬のみとしております。

取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

なお、当社は2023年12月18日の取締役会の決議により任意の指名報酬委員会を設置し、コーポレート・ガバナンスの更なる強化の観点から、役員一人一人が当社グループの企業価値向上に向けた意識付けをより高めることを目的として、現行の役員報酬制度の見直しを進めております。本年3月26日開催の第8期定時株主総会で承認いただくことを条件に、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び執行役員並びに当社のグループ会社の取締役及び執行役員を対象とした業績連動型株式報酬「株式給付信託(BBT (Board Benefit Trust))」を導入するとともに、役員の報酬等の額又は算定方法の決定に関する方針を、株主総会参考書類21頁に記載の内容のとおり変更することを決議しております。

(6) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

社外役員の重要な兼職につきましては、前記「(1) 取締役及び監査役の状況」に記載のとおりであります。社外役員の重要な兼職先と当社との間には、特筆すべき関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役	松本 勇氣	当事業年度に開催された取締役会17回の全てに出席し、デジタル技術の専門家としての知識と経験に基づき、議案・審議等に必要となる助言・提言を行っております。取締役会の監督機能を補強する任意の委員会である指名報酬委員会の委員を務め、役員人事や役員報酬に関する事項等においても監督・助言をいただいております。これらにより社外取締役として期待される役割を果たしております。
社外取締役	柳沢 和正	当事業年度に開催された取締役会17回の全てに出席し、経営コンサルタントとしての知識と経験に基づき、議案・審議等に必要となる助言・提言を行っております。取締役会の監督機能を補強する任意の委員会である指名報酬委員会の委員を務め、役員人事や役員報酬に関する事項等においても監督・助言をいただいております。これらにより社外取締役として期待される役割を果たしております。
社外監査役	結城 愛子	当事業年度に開催された取締役会17回の全てに出席し、また、当事業年度に開催された監査役会16回の全てに出席し、IT・デジタル領域の知識と経験に基づき適宜発言を行っております。
社外監査役	桃崎 有治	当事業年度に開催された取締役会17回の全てに出席し、また、当事業年度に開催された監査役会16回の全てに出席し、会計の専門家としての知識と経験に基づき適宜発言を行っております。
社外監査役	川添 丈	当事業年度に開催された取締役会17回の全てに出席し、また、当事業年度に開催された監査役会16回の全てに出席し、企業法務の専門家としての知識と経験に基づき適宜発言を行っております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

太陽有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	31,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	31,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由は、監査日数、監査人員及び会社規模・業務特性等を総合的に勘案したうえで、会計監査人の監査計画の内容、職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかにつき必要な検証を行った結果、それらの妥当性が確認できたためであります。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目等に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役が、解任後最初の株主総会において解任の旨及びその理由を報告いたします。

(5) 会計監査人が現に受けている業務停止処分

金融庁が2023年12月26日付で発表した業務停止処分の概要

① 処分対象

太陽有限責任監査法人

② 処分内容

- ・契約の新規の締結に関する業務の停止 3か月（2024年1月1日から同年3月31日まで。ただし、すでに監査契約を締結している被監査会社について、監査契約の期間更新や上場したことに伴う契約の新規の締結を除く。）
- ・業務停止命令（業務管理体制の改善）
- ・処分理由に該当することとなったことに重大な責任を有する社員が監査業務の一部（監査業務に係る審査）に関与することの禁止 3か月（2024年1月1日から同年3月31日まで）

③ 処分理由

他社の訂正報告書等の監査において、同監査法人の社員である2名の公認会計士が相当の注意を怠り、重要な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものと証明したため。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社グループは、業務の適正を確保するため、取締役会において「内部統制システムに関する基本方針」を定め、企業グループの内部統制システムの運用を行っております。その内容は、下記のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ. 役職員が法令・諸規則を順守し、社会的規範にもとることのない誠実かつ公正な企業活動を実践する体制を確保するため、コンプライアンス規程を整備する。
- ロ. 会社における業務活動及び諸制度の運用状況について評価・検討することで、法令等の順守の徹底を図るため、内部監査規程を整備し、定期的な内部監査を実施する。
- ハ. 法令違反行為、社内規程違反行為及びコンプライアンス違反行為に関する通報及び相談を適切に処理するため、内部通報制度を整備する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- イ. 重要な会議体議事録、法定帳簿、決算関連書類その他重要文書は、法令及び社内規程等に基づき、適切に記録、保管、管理等を行う。
- ロ. 取締役及び監査役が常時これらの文書等を閲覧できる体制を確保する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ. リスク管理に関する基本的事項を定め、適正な業務運営を行うため、リスク管理規程を整備する。
- ロ. 全社的なリスク管理を推進するため、リスク管理委員会を設置し、リスクの洗い出し及び評価、リスク管理の実施状況の把握その他リスク管理に関して必要な業務を行う。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- イ. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための基礎として、取締役会を月1回定時に開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、機動的な業務執行を行う。
 - ロ. 株主総会及び取締役会の決定した業務執行に関する事項の具体的運営に関する事項その他経営に関する重要事項について審議し、その運営を円滑に行うため、経営会議を設置する。
 - ハ. 効率的な職務の執行を確保するため、組織規程、業務分掌規程、職務権限規程等を整備し、各職位の権限及び責任の明確化を行う。
- ⑤ 次に掲げる体制その他の当該会社並びにその親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
- イ. 子会社の取締役、執行役、業務を執行する社員、その他これらの者に相当する者（③及び④において「取締役等」という。）の職務の執行に係る事項の親会社への報告に関する体制
 - ロ. 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ハ. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - 二. 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制。
- ⑥ 監査役の補助使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- イ. 監査役の実効性がある場合、監査役の職務を補助する使用人を置く。
 - ロ. 監査役より監査業務に必要な指示を受けた補助使用人は、その指示に関して、取締役からの指揮命令を受けないものとする。
 - ハ. 監査役は、補助使用人の人事等について、必要に応じて意見を述べることができる。
- ⑦ 監査役への報告体制及び報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- イ. 役職員は、法定の事項に加え、全社的に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、内部通報規程に基づく通報状況等を定期的かつ随時に監査役に報告する。
 - ロ. 監査役は、必要に応じて、役職員に対して事業の報告を求めることができる。
 - ハ. 役職員は、会社の業務において法令違反行為が行われ、又はその疑いがある場合で、コンプライアンス規程に基づく等の是正処置がとられていないことを知ったときは、当該行為を監査役に報告することができる。
 - 二. 前号の報告を行った役職員は内部通報規程によって保護されるものとし、当該報告を理由として不利な取扱いは受けけないものとする。

- ⑧ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- イ. 監査役は、その職務の執行について生ずる費用について、会社から前払又は償還を受けることができる。
 - ロ. 監査役は、必要に応じて外部の専門家の助言を受けた場合、監査役監査規程に定めるところにより、当該費用を会社に請求することができる。
 - ハ. 監査役は、その役割・責務に対する理解を深め、必要な知識の習得や更新のために、監査役協会等が主催する研修等を受ける場合、当該費用を会社に請求することができる。
- ⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- イ. 監査役は、重要な意思決定の過程及び職務の執行状況を把握するため、重要な会議に出席し、必要と認めたときは意見を述べるることができる。
 - ロ. 監査役は、代表取締役と定期的に会合をもち、経営方針等について説明を受けるとともに、会社が対処すべきリスクや課題等について意見を交換する。
- ⑩ 反社会的勢力対応に関する基本方針
- イ. 反社会的勢力に対しては、組織全体として対応を図る。
 - ロ. 反社会的勢力に対しては、警察、弁護士、暴力追放運動推進センター等の外部専門機関と緊密に連携して対応を行う。
 - ハ. 反社会的勢力とは、取引関係を含めて一切の関係をもたず、また、反社会的勢力による不当要求は拒絶する。
 - ニ. 反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対応を行う。
 - ホ. 反社会的勢力に対する裏取引及び資金提供は絶対に行わない。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

上記基本方針の主な運用状況は下記のとおりであります。

① コンプライアンスに関する事項

当社グループ内外にそれぞれ内部通報窓口を設置し、役職員に周知しております。また、コンプライアンス規程及びコンプライアンス要領を定めて役職員に周知するとともに、全役職員を対象としたコンプライアンス研修を実施し、コンプライアンス意識の向上を図っております。

② リスク管理に関する事項

代表取締役を委員長とするリスク管理委員会を四半期に1回以上開催し、リスク管理に対する方針の決定やリスクの洗い出し及び評価、リスク管理の実施状況の把握など、当社グループ全体のリスク管理を推進しております。

③ 内部監査に関する事項

内部監査室が当社グループ各部署の内部監査を実施し、必要に応じて改善のための指導・助言等を行うとともに、監査結果を代表取締役及び監査役に報告しております。また、指摘事項が発生した部署に対しては適時フォローアップ監査を行い、改善状況を代表取締役に報告しております。

④ 取締役・使用人の職務執行に関する事項

取締役会を定期的開催し、機動的な業務執行を行っております。また、組織規程、業務分掌規程、職務権限規程等に基づいた業務運営を行うことで、職務執行の効率性を確保しております。

⑤ 監査役の職務執行に関する事項

監査役は、取締役会やリスク管理委員会等の重要な会議への出席等を通じ、取締役及び使用人から業務執行の報告を受けております。また、監査役会は、代表取締役、社外取締役及び監査法人と定期的に会合をもち、会社に対処すべきリスクや課題等について意見交換を行っております。

⑥ 反社会的勢力への対応に関する事項

反社会的勢力による被害の発生を防止し、業務の適正を確保するため、反社会的勢力に対する基本方針を定めて当社グループ内外に公表しております。また、不当要求防止責任者の選任や暴力団追放運動推進都民センターへの加入を通じて、外部専門機関との緊密な連携を保っております。

〔備考〕 本事業報告中における金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2023年12月31日)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	3,596,496	流動負債	1,205,021
現金及び預金	2,772,342	買掛金	299,534
受取手形及び売掛金	697,151	未払金	208,791
貸倒引当金	△6,865	1年内償還予定の社債	20,000
受取手形及び売掛金(純額)	690,286	1年内返済予定の長期借入金	437,232
その他	133,868	未払法人税等	65,447
固定資産	2,038,983	賞与引当金	2,200
有形固定資産	57,180	役員賞与引当金	21,600
建物	8,268	その他	150,215
車両運搬具	5,282	固定負債	1,780,652
工具、器具及び備品	42,046	社債	5,000
その他	1,582	長期借入金	1,775,652
無形固定資産	1,046,023	負債合計	2,985,673
のれん	1,045,238	(純資産の部)	
その他	785	株主資本	2,646,893
投資その他の資産	935,779	資本金	1,029,016
投資有価証券	55,797	資本剰余金	633,216
繰延税金資産	69,885	利益剰余金	1,741,856
敷金	809,611	自己株式	△757,196
その他	484	新株予約権	5,639
繰延資産	2,726	純資産合計	2,652,532
株式交付費	2,209	負債純資産合計	5,638,206
社債発行費	516		
資産合計	5,638,206		

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(自2023年1月1日 至2023年12月31日)

(単位：千円)

科目	金額	
売上高		6,283,785
売上原価		3,869,605
売上総利益		2,414,179
販売費及び一般管理費		1,556,642
営業利益		857,537
営業外収益		
受取利息	28	
受取配当金	3	
助成金収入	2,850	
ポイント収入額	784	
受取家賃	640	
その他	89	4,396
営業外費用		
支払利息	12,140	
株式交付費償却	3,443	
社債発行費償却	1,078	
特別調査費用	7,380	
その他	1,013	25,055
経常利益		836,879
特別利益		
新株予約権戻入益	1,261	
固定資産売却益	1,674	2,935
特別損失		
固定資産除却損	4,403	4,403
税金等調整前当期純利益		835,411
法人税、住民税及び事業税	290,731	
法人税等調整額	△43,173	247,557
当期純利益		587,853
親会社株主に帰属する当期純利益		587,853

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(自2023年1月1日 至2023年12月31日)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	970,984	615,460	1,204,218	△226	2,790,437
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行	58,031	22,131			80,163
親会社株主に 帰属する当期純利益			587,853		587,853
自己株式の取得				△833,950	△833,950
自己株式の処分		△4,376	△64,004	76,980	8,600
連結子会社の決算期 変更に伴う増減			13,788		13,788
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	58,031	17,755	537,638	△756,970	△143,544
当 期 末 残 高	1,029,016	633,216	1,741,856	△757,196	2,646,893

(単位：千円)

	新株予約権	純資産合計
当 期 首 残 高	15,366	2,805,803
当 期 変 動 額		
新 株 の 発 行		80,163
親会社株主に 帰属する当期純利益		587,853
自己株式の取得		△833,950
自己株式の処分		8,600
連結子会社の決算期 変更に伴う増減		13,788
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△9,726	△9,726
当期変動額合計	△9,726	△153,270
当 期 末 残 高	5,639	2,652,532

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

(自2023年1月1日 至2023年12月31日)

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

連結子会社の数	7社
連結子会社の名称	株式会社DCXforce 株式会社プロジェクトテクノロジーズ 株式会社アルトワイズ 株式会社プロジェクトHRソリューションズ 株式会社D r. 健康経営 株式会社ポテンシャル 株式会社プロジェクトカンパニー準備会社

当連結会計年度において、株式会社ポテンシャル、株式会社プロジェクトカンパニー準備会社を新規設立したため、連結の範囲に含めております。また、株式会社D r. 健康経営と株式会社アルトワイズの全株式を取得し子会社化したため、連結の範囲に含めております。株式会社プロジェクトパートナーズは、当社を存続会社とする吸収合併により消滅したため、連結の範囲から除外しております。

なお、2024年1月1日付で、当社は「株式会社プロジェクトカンパニー」から「株式会社プロジェクトホールディングス」に、「株式会社プロジェクトカンパニー準備会社」は「株式会社プロジェクトカンパニー」にそれぞれ商号変更しております。

② 非連結子会社等の名称等

該当事項はありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

(3) 連結子会社の事業年度に関する事項

従来、連結子会社のうち決算日が10月31日であった株式会社プロジェクトHRソリューションズについて、同日時点の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行ってまいりました。同社が決算日を12月31日に変更したことに伴い、当連結会計年度は2022年11月1日から2022年12月31日までの2か月分の損益について利益剰余金で調整し連結しております。この決算期変更に伴い、当連結会計年度においては、2023年1月1日から2023年12月31日までの12か月間を連結しております。その他の連結子会社の決算日は、連結会計年度の末日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 資産の評価基準及び評価方法

その他有価証券
市場価格のない株式等
移動平均法による原価法

② 減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

建物、工具、器具及び備品は定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 4～24年

工具、器具及び備品 3～15年

車両運搬具は定率法を採用しております。

車両運搬具 6年

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。
なお、償却年数は次のとおりであります。

商標権 10年

ハ. リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 繰延資産の処理方法

イ. 社債発行費

償還期間にわたり均等償却しております。

ロ. 株式交付費

3年間で均等償却しております。

④ 引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

□. 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき、当連結会計年度に見合う額を計上しております。

ハ. 役員賞与引当金

役員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき、当連結会計年度に見合う額を計上しております。

⑤ 収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行业務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

イ. デジタルトランスフォーメーション事業

デジタルトランスフォーメーション事業では、コンサルティングサービス、マーケティングサービス、UIscopeサービスの提供をしております。主として顧客に成果物を引き渡した時点、又は契約に基づく期間における役務提供を完了した時点で収益を認識しております。

□. DX×テクノロジー事業

DX×テクノロジー事業では、テクノロジーサービスとしてITエンジニアの役務提供をしております。派遣契約、準委任契約等による取引については、契約期間にわたり概ね一定の役務を提供するため、時間の経過に応じて履行義務が充足されると判断しており、役務を提供する期間にわたり顧客との契約において約束された金額を契約に基づき収益を認識しております。

ハ. DX×HR事業

DX×HR事業では、採用代行・人事制度設計等のHRソリューションサービスの提供及び企業の健康経営を支援するヘルスケアサービスの提供をしております。主として顧客に成果物を引き渡した時点、又は契約に基づく期間における役務提供を完了した時点で収益を認識しております。なお、ヘルスケアサービスについては、当社が代理人としてサービスの提供に参与している場合は、顧客から受け取る対価の額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額で収益を認識しております。

⑥ ヘッジ会計の方法

イ. ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっております。

□. ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は以下のとおりであります。

ヘッジ手段…金利スワップ

ヘッジ対象…借入金利息

ハ. ヘッジ方針

借入金の金利変動リスクを回避する目的で借入金の一部について金利スワップ取引を行っております。

二. ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップの特例処理を採用しているため、ヘッジ有効性の判定は省略しております。

⑦ のれんの償却方法及び償却年数

のれんの償却については、その効果の及ぶ期間（5～10年）にわたって定額法により償却しております。

(5) 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う会計上の見積りに関する事項

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響について、現時点において入手可能な情報に基づき検討した結果、当社グループの財政状態、経営成績に重要な影響を及ぼす可能性は少ないと判断し、会計上の見積りの変更等の処理は実施しておりません。同感染症の感染拡大による影響については不確定要素が多く、将来の状況を予想することは困難であると認識しており、引き続き今後の状況を注視してまいります。

2. 表示方法の変更に関する注記

連結貸借対照表

前連結会計年度において、独立掲記しておりました「流動資産」の「前払費用」は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「その他」に含めております。

連結損益計算書

前連結会計年度において、独立掲記しておりました「社債利息」「支払保証料」は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より、「営業外費用」の「その他」に含めております。

3. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

のれんの評価

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

のれん

1,045,238千円

(2) 連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法

当社は、当連結会計年度において株式会社D r . 健康経営、株式会社アルトワイズの発行済全株式を取得し、連結子会社としております。当該企業結合により識別したのれんについて、「固定資産の減損に係る会計基準」に従い、減損の兆候の有無を検討しております。減損の兆候が識別された場合には、事業計画を基礎に算定されたのれんの残存償却期間内の割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較して減損損失の要否を判定します。そして、減損損失を認識すべきと判定されたのれんについては、回収可能価額まで減額し、減損損失を計上することとしております。なお、当連結会計年度においては、認識されたのれんについて、「固定資産の減損に係る会計基準」に従い、減損の兆候を検討した結果、減損不要と判断しております。

② 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

当該事業計画の見積りにおける主要な仮定は、過去の経営成績に基づく売上高の成長見込みと判断しております。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

主要な仮定である売上高の成長見込みは、経営環境や市場動向の影響を受けるため、見積りの不確実性を伴い、売上高等の実績が事業計画を大幅に下回る場合には減損損失として認識する可能性があります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額

減価償却累計額

61,961千円

(2) コミットメントラインに関する事項

当社グループは、プロジェクト型社会の創出という経営理念の実現に向け、既存事業のみならず、新規事業の開発、M&Aを含め、グループ全体での積極的な事業拡大に取り組んでまいります。この積極的な投資に向けた資金需要に対し、機動的かつ安定的な運転資金調達枠を確保するため、取引銀行2行と貸出コミットメント契約を締結しております。

当連結会計年度末における貸出コミットメントに係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。

	当連結会計年度 (2023年12月31日)
貸出コミットメントの総額	500,000 千円
借入実行残高	— //
差引額	500,000 千円

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

	当連結会計年度 期首株式数 (株)	当連結会計年度 増加株式数 (株)	当連結会計年度 減少株式数 (株)	当連結会計年度末 株式数 (株)
発行済株式数				
普通株式	5,736,950	135,500	—	5,872,450
自己株式				
普通株式	55	491,800	30,000	461,855

(注) 1. 発行済株式の増加は、新株予約権の権利行使によるものであります。

2. 自己株式の増加のうち166,800株は、2023年12月22日付の当社元代表取締役副社長である伊藤翔太氏による無償譲渡によるものであります。

(2) 剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

(3) 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 102,000株

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取り組み方針

主に運転資金として、必要な資金(主に銀行借入や社債発行)を調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、取引先の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、主に取引先との業務又は資本提携等に関連する株式であり、また、市場価格がない投資有価証券であるため、発行体の財務状況等の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、全て1年以内の支払期日であります。借入金及び社債は、主に運転資金、株式取得によるM&A及び本社機能の設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであります。

デリバティブ取引は、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした金利スワップ取引であります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、債権管理規程に従い、営業債権について、コーポレート本部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

デリバティブ取引の利用にあたっては、カウンターパーティーリスクを軽減するために、格付けの高い金融機関とのみ取引を行っております。

当期の貸借対照表日時点における最大信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の貸借対照表価額により表されています。

ロ. 市場リスクの管理

当社は、借入金に係る支払利息の変動リスクを抑制するために、金利スワップ取引を利用しております。

投資有価証券については、定期的に発行体(取引先企業)の財務状況等を把握し、また、取引先との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

ハ. 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、各部署からの報告に基づきコーポレート本部が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性を売上高の6か月分相当に維持すること等により、流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価額に基づく価額のほか、市場価額がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

当連結会計年度(2023年12月31日)

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
社債(※3)	25,000	24,999	△0
長期借入金(※4)	2,212,884	2,212,444	△439
負債計	2,237,884	2,237,444	△439

(※1) 現金は注記を省略しており、預金、受取手形、売掛金、買掛金、未払金並びに未払法人税等は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。

(※2) 市場価格のない株式等は、表中には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	当連結会計年度(千円)
非上場株式	55,797

(※3) 社債には、1年以内償還予定のものを含めて表示しております。

(※4) 長期借入金には、1年内返済予定のものを含めて表示しております。また、デリバティブ取引は金利スワップであり、全て特例処理を採用しております。そのため、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価を含めて記載しております。

(注1) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額
当連結会計年度(2023年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	2,772,342	—	—	—
受取手形及び売掛金	697,151	—	—	—
合計	3,469,493	—	—	—

(注2) 社債、長期借入金の連結決算日後の返済予定額
当連結会計年度(2023年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
社債	20,000	5,000	—	—	—	—
長期借入金	437,232	534,732	754,772	202,765	129,944	153,439
合計	457,232	539,732	754,772	202,765	129,944	153,439

(表示方法の変更)

前連結会計年度において記載しておりました「リース債務」は、重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より記載をしておりません。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当連結会計年度(2023年12月31日)

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
社債	—	24,999	—	24,999
長期借入金	—	2,212,444	—	2,212,444
負債計	—	2,237,444	—	2,237,444

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

社債

当社の発行する社債の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率をもとに、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率をもとに、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

7. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループは、「デジタルトランスフォーメーション事業」、「DX×テクノロジー事業」、「DX×HR事業」の3つの報告セグメントから構成されております。

また、報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、連結計算書類を作成するために採用される会計方針に準拠した方法であります。

報告セグメントごとの顧客との契約から生じる収益を分解した情報は次のとおりであります。

(単位：千円)

	報告セグメント				調整額 (注) 4	合計
	デジタルトランスフォーメーション事業 (注) 1	DX×テクノロジー事業 (注) 2	DX×HR事業 (注) 3	計		
売上高						
コンサルティングサービス	3,944,385	—	—	3,944,385	—	3,944,385
マーケティングサービス	590,956	—	—	590,956	—	590,956
Ulscopeサービス	87,941	—	—	87,941	—	87,941
テクノロジーサービス	—	1,204,012	—	1,204,012	—	1,204,012
HRソリューションサービス	—	—	366,672	366,672	—	366,672
ヘルスケアサービス	—	—	89,816	89,816	—	89,816
顧客との契約から生じる収益	4,623,283	1,204,012	456,489	6,283,785	—	6,283,785
その他の収益	—	—	—	—	—	—
外部顧客に対する売上高	4,623,283	1,204,012	456,489	6,283,785	—	6,283,785
セグメント間の内部売上高 又は振替高	—	—	575	575	△575	—
計	4,623,283	1,204,012	457,064	6,284,360	△575	6,283,785
セグメント利益	1,601,979	42,999	103,995	1,748,974	△891,437	857,537
その他の項目						
減価償却費 (注) 5	12,848	84,165	62,801	159,815	14,602	174,417

- (注) 1. 2023年5月15日付で新規設立し連結子会社とした株式会社プロジェクトカンパニー準備会社は、「デジタルトランスフォーメーション事業」に含めております。
 2. 2023年4月3日付で連結子会社とした株式会社アルトワイズは、「DX×テクノロジー事業」に含めております。
 3. 2023年1月1日付で連結子会社とした株式会社ポテンシャル及び2023年4月3日付で連結子会社とした株式会社Dr. 健康経営は、「DX×HR事業」に含めております。
 4. セグメント利益の調整額は、各報告セグメントに配分していない全社費用であり、報告セグメントに帰属しない親会社の一般管理費であります。
 5. セグメント資産は、各報告セグメントに配分していないため記載を省略しておりますが、減価償却費(のれんの償却額を含む)については合理的な基準に従い、各報告セグメントに配分しております。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等」〔(4) 会計方針に関する事項〕の中の「⑤ 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 顧客との契約から生じた債権の残高

	当連結会計年度期首残高	当連結会計年度期末残高
顧客との契約から生じた債権	592,719千円	697,151千円

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループでは、当初予想される契約期間が1年を超える契約がないため、実務上の簡便法を適用し、記載を省略しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 489円21銭
 (2) 1株当たり当期純利益 102円15銭

9. 重要な後発事象に関する注記

(持株会社体制への移行)

当社は、2023年8月14日開催の取締役会において、会社分割の方式により持株会社体制へ移行するため、2024年1月1日を効力発生日として、当社の100%子会社である株式会社プロジェクトカンパニー準備会社との吸収分割契約を締結することを決議いたしました。当該決議に基づき、2024年1月1日付で吸収分割を実施し、持株会社体制へと移行しました。

なお、当社は2024年1月1日付で株式会社プロジェクトホールディングスへ、株式会社プロジェクトカンパニー準備会社は株式会社プロジェクトカンパニーへ商号変更しております。

(1) 持株会社体制への移行の背景と目的

当社は、デジタルトランスフォーメーション（DX）市場においてDX戦略立案から新規事業開発・既存事業変革支援、デジタルマーケティング・UI/UXの改善まで一気通貫で提供できるサービスを軸に、経営理念であるプロジェクト型社会の創出を目指しております。また、2022年4月に株式会社uloqo（現株式会社プロジェクトHRソリューションズ）、2022年10月に株式会社クアトロテクノロジーズ（現株式会社プロジェクトテクノロジーズ）、2023年4月に株式会社D r. 健康経営、株式会社アルトワイズの株式を取得し、新たな事業領域へ参入しました。

今後、新たな株式取得や新規事業の立ち上げを通じ、更なる事業領域の拡大と当社グループ全体の継続的な企業価値向上を図るために、柔軟かつ迅速なグループ経営と事業展開を実現する持株会社体制への移行が最適と判断し、移行することを決定いたしました。

(2) 本吸収分割の要旨

① 本吸収分割の日程

取締役会決議日	2023年8月14日
吸収分割契約締結日	2023年8月14日
吸収分割効力発生日	2024年1月1日

(注) 本吸収分割は、分割会社である当社において会社法第784条第2項に規定する簡易吸収分割に該当し、承継会社である株式会社プロジェクトカンパニー準備会社においては、会社法第796条第1項に基づく略式吸収分割に該当するため、それぞれ株主総会の承認を経ずに行いました。

② 本吸収分割の方式

当社を分割会社とし、当社の100%子会社である株式会社プロジェクトカンパニー準備会社を承継会社とする吸収分割（簡易吸収分割）であります。

③ 本吸収分割に係る割当ての内容

承継会社である株式会社プロジェクトカンパニー準備会社は当社の完全子会社であるため、対価の交付はいたしません。

④ 本吸収分割に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

当社が発行した新株予約権の取扱いについて、本吸収分割による変更はありません。

- ⑤ 本吸収分割により増減する資本金
本吸収分割による当社の資本金の増減はありません。
- ⑥ 承継会社が承継する権利義務
本吸収分割により、承継会社は、本吸収分割の効力発生日において、当社が有するデジタルトランスフォーメーション事業に関する資産、負債及び契約上の地位等の権利義務のうち、吸収分割契約書において定めるものを承継します。
- ⑦ 債務履行の見込み
本吸収分割の効力発生日以降において、当社及び承継会社が履行すべき債務について、その履行の見込みに問題がないものと判断しております。

(3) 分割する部門の概要

- ① 承継する部門の事業内容
デジタルトランスフォーメーション事業

- ② 承継する部門の経営成績 (2023年12月期) (単位：千円)

事業	売上高	売上総利益	営業利益	経常利益
デジタルトランスフォーメーション事業	4,111,817	1,560,808	564,903	688,367

(注) 株式会社プロジェクトカンパニー単体の経営成績を記載しています。

- ③ 承継する資産、負債の項目及び帳簿価額 (2023年12月31日時点) (単位：千円)

資産		負債	
項目	金額	項目	金額
流動資産	7	流動負債	47,858
固定資産	—	固定負債	—
合計	7	合計	47,858

(4) 本会社分割後の当社の状況 (2024年1月1日時点)

名称	株式会社プロジェクトホールディングス (注) 1
所在地	東京都港区麻布台1丁目3番1号 (注) 2
代表者の役職・氏名	代表取締役 社長執行役員CEO 土井 悠之介
事業内容	グループ経営に関する事業等
資本金	1,029,016千円
決算期	12月

- (注) 1. 株式会社プロジェクトカンパニーは、2024年1月1日付で株式会社プロジェクトホールディングスへ商号変更しております。
2. 株式会社プロジェクトカンパニーは、2024年1月1日付で東京都港区麻布台1丁目3番1号に本社所在地を移転しております。

(5) 本会社分割後の承継会社の状況 (2024年1月1日時点)

名称	株式会社プロジェクトカンパニー (注) 1
所在地	東京都港区麻布台1丁目3番1号 (注) 2
代表者の役職・氏名	代表取締役 土井 悠之介
事業内容	デジタルトランスフォーメーション事業
資本金	75,000千円
決算期	12月

- (注) 1. 株式会社プロジェクトカンパニー準備会社は、2024年1月1日付で株式会社プロジェクトカンパニーへ商号変更しております。
2. 株式会社プロジェクトカンパニー準備会社は、2024年1月1日付で東京都港区麻布台1丁目3番1号に本社所在地を移転しております。

(6) 今後の見通し

本会社分割は、当社と当社の100%子会社との間で行われる吸収分割であるため、本会社分割が当社の連結業績に与える影響は軽微であります。

(資本金の額の減少)

当社は、2024年2月21日開催の取締役会において、2024年3月26日開催予定の定時株主総会に資本金の額の減少に関する議案を付議することを決議いたしました。

(1) 資本金の額の減少の目的

資本政策の柔軟性・機動性の確保を図るため、会社法第447条第1項の規定に基づき、資本金の額の減少を行うものであります。なお、本件による発行済株式総数および純資産額に変更はなく、株主の皆様のご所有株式数や1株当たり純資産額に影響はありません。

(2) 資本金の額の減少の内容

① 減少する資本金の額

資本金の額1,029,016,380円を979,016,380円減少して、50,000,000円といたします。

なお、当社が発行しているストック・オプション（新株予約権）が減資の効力発生日までに行使された場合等により、資本金の額及び減少後の資本金の額が変動することがございます。

② 資本金の額の減少の方法

払戻を行わない無償減資とし、発行済株式総数の変更は行わず、減少する資本金の額の全額をその他資本剰余金に振り替えることといたします。

(3) 日程

取締役会決議日	2024年2月21日
株主総会決議日	2024年3月26日（予定）
債権者異議申述最終期日	2024年5月10日（予定）
効力発生日	2024年5月31日（予定）

(4) 今後の見通し

本件は、純資産の部における勘定科目間の振替処理であり、純資産の変動はなく、当社業績に与える影響は軽微であります。なお、本件は3月26日開催予定の定時株主総会において承認可決されることを条件としております。

10. その他の注記

企業結合等関係

(取得による企業結合)

1. 株式会社D r. 健康経営

当社は、2023年2月14日開催の取締役会において、株式会社D r. 健康経営の株式を子会社化することを決議いたしました。また、同日付で株式譲渡契約を締結し、2023年4月3日付で全株式を取得し子会社化いたしました。

(1) 株式取得の理由

当社グループは、デジタルトランスフォーメーション（DX）市場においてDX戦略立案から新規事業開発・既存事業変革支援、デジタルマーケティング・UI/UXの改善まで一気通貫で提供できるサービスを軸に、経営理念であるプロジェクト型社会の創出を目指しております。また、2022年4月に株式会社uloqo（現株式会社プロジェクトHRソリューションズ）、2022年10月に株式会社クアトロテクノロジーズ（現株式会社プロジェクトテクノロジーズ）の株式を取得し、それぞれDX×HR事業、DX×テクノロジー事業へ参入しました。

この度当社グループに参画する株式会社D r. 健康経営は、産業医紹介サービス「産業医コンシェルジュ」を中心として、法人顧客に対して従業員の健康やメンタルヘルスケアに係る事業を展開しており、ストレスチェック制度の義務化や働き方改革関連法の施行、COVID-19の感染拡大に伴うテレワークの普及等を追い風に、事業規模を拡大しております。

本件株式取得を通じ、当社は人事労務領域の支援メニューを拡充することによりDX×HR事業の強化が可能と見込んでおります。また株式会社D r. 健康経営は、当社が抱える大手クライアントへのクロスセルにより、顧客基盤の一層の拡充を図ってまいります。

(2) 取得する子会社の概要

名称	株式会社D r. 健康経営
所在地	東京都渋谷区恵比寿一丁目32番15号メゾン・ド・ヴィレ恵比寿102
代表者の役職・氏名	代表取締役 鈴木 健太
事業内容	ヘルスケアサービス
資本金	5,500千円
設立年月日	2019年2月22日

(3) 取得する子会社の概要

株式譲渡実行日	2023年4月3日	
株式譲渡の法的形式	現金を対価とする株式の取得	
取得する議決権比率	100%	
株式取得の取得原価及び対価の種類ごとの内訳	取得原価	500百万円
	取得対価	現金500百万円
主要な譲受関連費用の内訳及び金額	アドバイザー等に関する報酬・手数料（概算額）	2百万円

(4) 連結計算書類に含まれる被取得企業の業績の期間

2023年4月1日から2023年12月31日まで

(5) 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザーに対する報酬・手数料等 2,667千円

(6) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

① 発生したのれん

458,809千円

② 発生原因

今後の事業展開によって期待される超過収益力によるものであります。

③ 償却方法及び償却期間

10年間にわたる均等償却

2. 株式会社アルトワイズ

当社は、2023年3月28日開催の取締役会において、株式会社アルトワイズの株式を子会社化することを決議いたしました。また、同日付で株式譲渡契約を締結し、2023年4月3日付で全株式を取得し子会社化いたしました。

(1) 株式取得の理由

当社グループは、デジタルトランスフォーメーション（DX）市場においてDX戦略立案から新規事業開発・既存事業変革支援、デジタルマーケティング・UI/UXの改善まで一気通貫で提供できるサービスを軸に、経営理念であるプロジェクト型社会の創出を目指しております。また、2022年4月に株式会社uloqo（現株式会社プロジェクトHRソリューションズ）、2022年10月に株式会社クアトロテクノロジーズ（現株式会社プロジェクトテクノロジーズ）の株式を取得し、それぞれDX×HR事業、DX×テクノロジー事業へ参入しました。

この度当社グループに参画する株式会社アルトワイズは、株式会社クアトロテクノロジーズ（現株式会社プロジェクトテクノロジーズ）と同じく、SES事業を展開しております。

本件株式取得を通じ、当社はテクノロジー領域に精通したエンジニア人材をより一層拡充することにより、テクノロジー領域を含めた一気通貫でのDX支援の一層の強化が可能と見込んでおります。また株式会社アルトワイズは、当社グループに参画することで、人材の採用・育成の加速などにより事業を一層拡大することを図ってまいります。

(2) 取得する子会社の概要

名称	株式会社アルトワイズ
所在地	東京都千代田区岩本町三丁目4番3号リードシー秋葉原ビル8階
代表者の役職・氏名	代表取締役 村 真之介
事業内容	テクノロジーサービス
資本金	10,000千円
設立年月日	2014年7月7日

(3) 取得する子会社の概要

株式譲渡実行日	2023年4月3日	
株式譲渡の法的形式	現金を対価とする株式の取得	
取得する議決権比率	100%	
株式取得の取得原価及び対価の種類ごとの内訳	取得原価	220百万円
	取得対価	現金220百万円
主要な譲受関連費用の内訳及び金額	アドバイザー等に関する報酬・手数料（概算額）	16百万円

(4) 連結計算書類に含まれる被取得企業の業績の期間

2023年4月1日から2023年12月31日まで

(5) 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザーに対する報酬・手数料等 16,391千円

(6) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

① 発生したのれん

169,161千円

② 発生原因

今後の事業展開によって期待される超過収益力によるものであります。

③ 償却方法及び償却期間

7年間にわたる均等償却

(連結子会社の吸収合併)

当社は、2023年5月15日開催の取締役会において、以下のとおり、当社の完全子会社である株式会社プロジェクトパートナーズを吸収合併することについて決議いたしました。当該決議に基づき、2023年7月1日付で当該会社を吸収合併いたしました。

(1) 取引の概要

① 合併の目的

株式会社プロジェクトパートナーズは、当社の完全子会社として、2022年7月1日の設立以来、IT領域を中心とするコンサルティング事業に取り組んでまいりましたが、当社グループの拡大に伴い2023年2月21日にお知らせいたしました2024年1月を目途とする純粋持株会社体制への移行に向けて、経営資源の集中・有効活用を図るとともに、当社グループにおけるコンサルティング事業の再編により機動的な案件獲得・人材確保を実現することを目的として、今般同社を吸収合併することといたしました。

② 合併に係る割当ての内容

当社は、株式会社プロジェクトパートナーズの全株式を所有しておりますので、本合併による新株式の発行及び資本金の増加並びに合併交付金の支払いはありません。

- ③ 対象となった事業の名称及びその事業の内容、規模
事業の内容 デジタルトランスフォーメーション事業
事業の規模 (2023年6月末時点)

資産の額	206,699千円
負債の額	81,898千円
純資産の額	124,801千円

- ④ 企業結合日
2023年7月1日

- ⑤ 企業結合の法的形式
当社を吸収合併存続会社、株式会社プロジェクトパートナーズを吸収合併消滅会社とする吸収合併方式

- ⑥ 結合後企業の名称
株式会社プロジェクトカンパニー

(2) 実施する会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 2019年1月16日) 及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日) に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

貸借対照表

(2023年12月31日)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	2,561,651	流動負債	889,693
現金及び預金	1,992,811	買掛金	185,589
売掛金	449,494	未払金	128,982
前払費用	83,315	1年内償還予定の社債	20,000
その他	36,028	1年内返済予定の長期借入金	424,736
固定資産	2,535,856	未払法人税等	25,381
有形固定資産	50,539	その他	105,004
建物	4,605	固定負債	1,723,135
車両運搬具	5,282	社債	5,000
工具、器具及び備品	39,686	長期借入金	1,718,135
その他	965	負債合計	2,612,828
無形固定資産	470	(純資産の部)	
その他	470	株主資本	2,481,765
投資その他の資産	2,484,846	資本金	1,029,016
投資有価証券	55,797	資本剰余金	633,216
関係会社株式	1,586,672	資本準備金	633,216
敷金	806,348	利益剰余金	1,576,728
繰延税金資産	35,967	その他利益剰余金	1,576,728
その他	60	繰越利益剰余金	1,576,728
繰延資産	2,726	自己株式	△757,196
株式交付費	2,209	新株予約権	5,639
社債発行費	516	純資産合計	2,487,405
資産合計	5,100,233	負債純資産合計	5,100,233

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(自2023年1月1日 至2023年12月31日)

(単位：千円)

科目	金額	
売上高		4,111,817
売上原価		2,551,008
売上総利益		1,560,808
販売費及び一般管理費		995,905
営業利益		564,903
営業外収益		
受取利息	15	
受取配当	148,003	
その他	2	148,021
営業外費用		
支払利息	11,857	
株式交付費償却	3,443	
社債発行費償却	1,078	
特別調査費用	7,380	
その他	799	24,557
経常利益		688,367
特別利益		
抱合せ株式消滅差益	56,356	
新株予約権戻入益	1,261	
固定資産売却益	1,674	59,291
特別損失		
事業譲渡損失	96,428	96,428
税引前当期純利益		651,229
法人税、住民税及び事業税	134,739	
法人税等調整額	△14,457	120,282
当期純利益		530,947

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自2023年1月1日 至2023年12月31日)

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計
当期首残高	970,984	611,084	4,376	615,460
当期変動額				
新株の発行	58,031	22,131		22,131
当期純利益				
自己株式の取得				
自己株式の処分			△4,376	△4,376
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)				
当期変動額合計	58,031	22,131	△4,376	17,755
当期末残高	1,029,016	633,216	—	633,216

(単位：千円)

	株主資本				新株予約権	純資産合計
	利益剰余金		自己株式	株主資本 合計		
	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計				
当期首残高	1,109,785	1,109,785	△226	2,696,004	15,366	2,711,370
当期変動額						
新株の発行				80,163		80,163
当期純利益	530,947	530,947		530,947		530,947
自己株式の取得			△833,950	△833,950		△833,950
自己株式の処分	△64,004	△64,004	76,980	8,600		8,600
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)					△9,726	△9,726
当期変動額合計	466,943	466,943	△756,970	△214,239	△9,726	△223,965
当期末残高	1,576,728	1,576,728	△757,196	2,481,765	5,639	2,487,405

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

(自2023年1月1日 至2023年12月31日)

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

- ① 関係会社株式
移動平均法による原価法
- ② その他有価証券
市場価格のない株式等
移動平均法による原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産（リース資産を除く）
建物、工具、器具及び備品は定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 6年

工具、器具及び備品 3～15年

車両運搬具は定率法を採用しております。

車両運搬具 6年

- ② 無形固定資産（リース資産を除く）
定額法を採用しております。
なお、主な償却年数は次のとおりです。

商標権 10年

- ③ リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 繰延資産の処理方法

- ① 社債発行費
償還期間にわたり均等償却しております。
- ② 株式交付費
3年間で均等償却しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行业務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

デジタルトランスフォーメーション事業

デジタルトランスフォーメーション事業では、コンサルティングサービス、マーケティングサービス、UIscopeサービスの提供をしております。主として顧客に成果物を引き渡した時点、又は契約に基づく期間における役務提供を完了した時点で収益を認識しております。

(5) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は以下のとおりであります。

ヘッジ手段…金利スワップ

ヘッジ対象…借入金利息

③ ヘッジ方針

借入金の金利変動リスクを回避する目的で借入金の一部について金利スワップ取引を行っております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップの特例処理を採用しているため、ヘッジ有効性の判定は省略しております。

2. 表示方法の変更に関する注記

損益計算書

前事業年度において、独立掲記しておりました「社債利息」「支払保証料」は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より、営業外費用の「その他」に含めております。

3. 会計上の見積りに関する注記

関係会社株式の評価

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社株式 1,586,672千円

② 計算書類利用者の理解に資するその他の情報

イ. 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出方法

関係会社株式は当社が保有するものであります。当該関係会社株式は、取得原価をもって貸借対照表価額としており、1株当たりの純資産額に基づく実質価額が取得原価に比べ著しく低下したときは、回復可能性等を鑑み相当の減損処理を検討することとしております。当事業年度末においては、子会社の経営成績、財務状況あるいはその他の情報をもとに評価を行った結果、帳簿価額が妥当であると判断し、評価損等を計上しておりません。

ロ. 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

子会社の投資時における超過収益力の毀損の有無の判断及び回復可能性の判定について、事業計画の達成状況や、経営環境に関する外部情報及び内部情報等を用いて、将来の成長性や業績に関する見通しを総合的に勘案して検討しております。当該検討には見積りの要素が含まれており、その主要な仮定は、主に事業計画に含まれる売上高及び営業利益であります。

ハ. 翌事業年度の計算書類に与える影響

今後子会社の経営状況その他に対して重要な影響を与える事象が発生した場合には、当該関係会社株式の評価に影響を与え、結果として当社の計算書類において影響を与える可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額

減価償却累計額 60,159千円

(2) コミットメントラインに関する事項

当社は、プロジェクト型社会の創出という経営理念の実現に向け、既存事業のみならず、新規事業の開発、M&Aを含め、グループ全体での積極的な事業拡大に取り組んでまいります。この積極的な投資に向けた資金需要に対し、機動的かつ安定的な運転資金調達枠を確保するため、取引銀行2行と貸出コミットメント契約を締結しております。

当事業年度末における貸出コミットメントに係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。

	当事業年度 (2023年12月31日)
貸出コミットメントの総額	500,000千円
借入実行残高	— //
差引額	500,000千円

(3) 関係会社に対する金銭債権、債務

短期金銭債権	9,877千円
短期金銭債務	23,236千円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高

外注費(原価)

64,805千円

220,986千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

	当事業年度 期首株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式数				
普通株式	5,736,950	135,500	—	5,872,450
自己株式				
普通株式	55	491,800	30,000	461,855

(注) 1. 発行済株式の増加は、新株予約権の権利行使によるものであります。

2. 自己株式の増加のうち166,800株は、2023年12月22日付の当社元代表取締役副社長である伊藤翔太氏による無償譲渡によるものであります。

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の原因別の内訳

未払事業税	6,939千円
敷金償却	2,923千円
減価償却超過額	511千円
未払賞与法定福利費	2,627千円
資産調整勘定	22,965千円
繰延税金資産合計	35,967千円

8. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 関連会社等

属性	会社等の名称	議決権等の 所有(被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	株式会社 プロジェクト テクノロジーズ	所有 直接100	役員の兼任	事業譲渡 (注)			
				譲渡資産合計	96,428	—	—
				譲渡負債合計	—	—	—
				譲渡対価	—	—	—
				事業譲渡損失	96,428	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 事業譲渡については、当社が株式会社cuatro pistasから事業譲渡した労働者派遣事業を、株式会社プロジェクトテクノロジーズに無償譲渡したものであります。

(2) 兄弟会社等

属性	会社等の名称	議決権等の 所有(被所有) 割合(%)	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
その他の 関係会社 の子会社	株式会社 SBI新生銀行	—	資本業務提携先 の子会社等	資金の借入 (注)	800,000	1年内 返済 予定の 長期 借入金	160,000
						長期 借入金	640,000

(注) 資金の借入については、市場金利を勘案して決定しております。

(3) 役員及び個人主要株主等

属性	会社等の名称又は氏名	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
役員及び主要株主	土井 悠之介	被所有 直接32.21	当社取締役	ストック・オプションの権利行使 (注2)	16,320	—	—
役員及び主要株主	伊藤 翔太	被所有 直接6.49	当社元取締役 (注1)	ストック・オプションの権利行使 (注2)	16,320	—	—
				自己株式の買付 (注3)	833,950	—	—

- (注) 1. 伊藤翔太氏は、2023年9月8日をもって当社取締役を辞任しております。
2. 2022年4月18日の取締役会において決議されたストック・オプションの当事業年度における権利行使を記載しています。なお、取引金額はストック・オプションの権利行使による付与株式数に払込金額を乗じた金額を記載しています。
3. 2023年11月16日付で株式会社東京証券取引所の自己株式立会外買付取引 (ToSTNeT-3) において、当社元代表取締役副社長である伊藤翔太氏から、2023年11月15日付の株価終値 (最終特別気配を含む) 2,566円にて、自己株式325,000株の買付を行っております。なお、この買付により、伊藤翔太氏は当社の主要株主から外れ、関連当事者に該当しなくなりました。

9. 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報については、個別注記表「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の中の「(4) 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	458円69銭
(2) 1株当たり当期純利益	92円26銭

11. 重要な後発事象に関する注記

(持株会社体制への移行)

当社は、2023年8月14日開催の取締役会において、会社分割の方式により持株会社体制へ移行するため、2024年1月1日を効力発生日として、当社の100%子会社である株式会社プロジェクトカンパニー準備会社との吸収分割契約を締結することを決議いたしました。当該決議に基づき、2024年1月1日付で吸収分割を実施し、持株会社体制へと移行しました。

なお、詳細につきましては、連結注記表「9. 重要な後発事象に関する注記」をご参照ください。

(資本金の額の減少)

当社は、2024年2月21日開催の取締役会において、2024年3月26日開催予定の定時株主総会に資本金の額の減少に関する議案を付議することを決議いたしました。

なお、詳細につきましては、連結注記表「9. 重要な後発事象に関する注記」をご参照ください。

12. その他の注記

企業結合等関係

(事業の譲渡)

当社は、2023年1月において、当社が株式会社cuatro pistasより譲り受けた労働者派遣事業を当社連結子会社の株式会社クアトロテクノロジーズ（現株式会社プロジェクトテクノロジーズ）（以下、株式会社プロジェクトテクノロジーズ）に事業譲渡いたしました。これに伴い、2023年12月期において、当社が個別決算で特別損失を計上いたしました。

(1) 取引の概要

- ① 譲渡した事業の内容
労働者派遣事業

- ② 事業譲渡日
2023年1月1日
- ③ 事業譲渡の法的形式
無償譲渡
- ④ 取引の目的を含む取引の概要
本事業譲渡は、2022年9月1日に会社分割により設立された株式会社プロジェクトテクノロジーが労働者派遣事業の許可を取得したことに伴い、同社へ移管することを目的としております。
- ⑤ 譲渡事業の取得価額及び対価の種類ごとの内訳
株式会社cuatro pistasから当社への譲受金額は、100,000千円でございます。
- ⑥ 譲渡損益の金額 96,428千円
当該譲渡事業の帳簿価額と売却額との差額を「事業譲渡損失」として特別損失に計上しております。

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準（企業会計基準第21号2019年1月16日）」及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針（企業会計基準適用指針第10号2019年1月16日）」に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

(連結子会社の吸収合併)

当社は、2023年5月15日開催の取締役会において、以下のとおり、当社の完全子会社である株式会社プロジェクトパートナーズを吸収合併することについて決議いたしました。当該決議に基づき、2023年7月1日付で当該会社を吸収合併いたしました。

(1) 取引の概要

① 合併の目的

株式会社プロジェクトパートナーズは、当社の完全子会社として、2022年7月1日の設立以来、IT領域を中心とするコンサルティング事業に取り組んでまいりましたが、当社グループの拡大に伴い2023年2月21日にお知らせいたしました2024年1月を目途とする純粋持株会社体制への移行に向けて、経営資源の集中・有効活用を図るとともに、当社グループにおけるコンサルティング事業の再編により機動的な案件獲得・人材確保を実現することを目的として、今般同社を吸収合併することといたしました。

② 合併に係る割当ての内容

当社は、株式会社プロジェクトパートナーズの全株式を所有しておりますので、本合併による新株式の発行及び資本金の増加並びに合併交付金の支払いはありません。

③ 対象となった事業の名称及びその事業の内容、規模

事業の内容 デジタルトランスフォーメーション事業

事業の規模 (2023年6月末時点)

資産の額	206,699千円
負債の額	81,898千円
純資産の額	124,801千円

④ 企業結合日

2023年7月1日

⑤ 企業結合の法的形式

当社を吸収合併存続会社、株式会社プロジェクトパートナーズを吸収合併消滅会社とする吸収合併方式

⑥ 結合後企業の名称

株式会社プロジェクトカンパニー

(2) 実施する会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 2019年1月16日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日)に基づき、共通支配下の取引として処理しております。なお、当該取引により、抱合せ株式消滅差益56,356千円を損益計算書の特別利益として計上しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年2月27日

株式会社プロジェクトホールディングス
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 大 兼 宏 章 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 小 野 潤 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社プロジェクトホールディングス（旧会社名 株式会社プロジェクトカンパニー）の2023年1月1日から2023年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社プロジェクトホールディングス（旧会社名 株式会社プロジェクトカンパニー）及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

1. 連結注記表の重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は2024年1月1日付で吸収分割を実施し、持株会社体制へと移行している。
2. 連結注記表の重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は2024年2月21日開催の取締役会において、2024年3月26日開催予定の定時株主総会に資本金の額の減少に関する議案を付議することを決議している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年2月27日

株式会社プロジェクトホールディングス
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 大 兼 宏 章 ㊟
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 小 野 潤 ㊟
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社プロジェクトホールディングス（旧会社名 株式会社プロジェクトカンパニー）の2023年1月1日から2023年12月31日までの第8期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

1. 個別注記表の重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は2024年1月1日付で吸収分割を実施し、持株会社体制へと移行している。
2. 個別注記表の重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は2024年2月21日開催の取締役会において、2024年3月26日開催予定の定時株主総会に資本金の額の減少に関する議案を付議することを決議している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年1月1日から2023年12月31日までの第8期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告に基づき、審議の上、本監査報告を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査規程に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査室等その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。
また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しました。
また、子会社の取締役及び使用人等からもその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。
また、会計監査人から、金融庁の行政処分を受け業務改善計画を提出したとの報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行については、事業報告に記載されているとおり当社の前代表取締役副社長による役員へのハラスメント行為及び暴力行為が発生したため、事実の解明及び原因分析のために当社と利害関係のない外部専門家による調査を実施しました。それに基づき、監査役会としては、代表取締役社長を含む取締役2名に対する取締役としての善管注意義務違反等の有無についての検討を開始いたしました。上記を除いては、取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行について指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年2月27日

株式会社プロジェクトホールディングス 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 結 城 愛 子 ㊟

社外監査役 桃 崎 有 治 ㊟

社外監査役 川 添 丈 ㊟

以上

株主総会会場ご案内図

会場

東京都港区六本木3丁目2番1号 住友不動産六本木グランドタワー9階
ベルサール六本木グランドコンファレンスセンターRoom C・D
TEL 03-5545-1722



交通

南北線「六本木一丁目駅」西改札と直結

※駐車場の用意はいたしておりませんので、お車での来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォントを
採用しています。